

水道工事書類作成マニュアル

令和8年1月

川崎市上下水道局

ま え が き

建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっています。一方、円安に伴う輸出企業の好業績や東京オリンピック招致決定などに起因して一部の地域では公共投資に回復の兆しが現れているものの、建設業全体としては依然として経営環境は厳しく、ダンピング受注などによる建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せから、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。

このような課題に対し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月に「品確法」、「入契法」、「建設業法」の改正が行われたところです。

公共工事の現場においては、新たな法律の制定や改正等を遺漏なく把握し、工事品質や安全を確保するために必要となる工事書類を適切に作成・管理しなければなりません。しかし、工事によって必要な工事書類が異なることに加え、その種類が多岐にわたることから、受発注者双方が工事書類の作成や確認等に多くの時間を要しているのが現状です。

上下水道局では、このような状況を鑑み、その対策を講じるべく提出が必要な書類の明確化・簡素化を目的として「水道工事書類作成マニュアル」を策定しました。

本マニュアルの特徴としては、契約図書となる工事請負契約約款及び水道工事標準仕様書上において、受発注者双方が提出すべき工事書類を整理し、その書類毎に、作成様式及び記載例の掲載、その根拠規定及び作成に当たっての留意事項を明記したとともに、工事着手前から完成までの一連の流れで構成しました。

本マニュアルが、工事書類作成のバイブルとして活用されることで、工事書類に係る業務の効率化が進み、実態として今まで以上に工事品質と安全確保に注力する時間が増えれば幸いです。

平成 27 年 1 月
技術管理担当

本マニュアルを運用するにあたっての注意事項等

1. 本マニュアルの適用範囲

本マニュアルは、水道工事標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）を適用する工事を対象とする。

2. 本マニュアルに掲載している様式

本マニュアルで掲載している様式については、川崎市上下水道局ホームページの水道工事帳票様式集に掲載している。

<https://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000083681.html>

水道工事帳票様式集に掲載している様式以外は、

「入札情報 かわさき」→「ダウンロードコーナー」に掲載している（関係機関が定める一部の様式を除く）。

書類作成マニュアル主な簡素化項目

書類名	以前の運用状況等	工事書類作成マニュアル
		内 容
産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	・コピーまたは原本を提出している 場合が多い	・監督、検査時に提示すればよく、原本またはコピーの提出は不要 ・原本は、排出事業者である受注者が保管
建退共	・共済手帳への証紙貼付け確認のため、手帳のコピーを提出しているケースが多い	共済手帳の写しについては、原則提出不要
施工計画書	・工事概要の工事内容は、設計図書を再度パソコンで打ち直している ・「計画工程表」の取扱いは、工事・監督員により程度が異なる	・工事概要の工事内容は、設計図書の写しでよい。 ・監督員の承諾を得た場合、計画工程表は契約時提出の工程表の写しでよい
工事写真	・紙及び電子媒体にて提出を行っている	・電子媒体にて完成検査を受検する場合には紙媒体の提出は不要
コリンズ登録	・登録確認書に打合せ簿をつけて提出している	コリンズからメール送信される登録内容確認書を監督員が保管
安全関係資料	・災害防止協議会活動記録、安全パトロール実施記録、安全巡視、TBM、KY実施記録及び新規入場者教育実施記録を提出するケースがある	・これら記録等は施工プロセスにて確認を行うため、提出は不要
安全訓練等実施資料	実施した際の資料に関して、添付することが多い	・原本を提示すればよく、原本又はコピーの提出は不要
下請編成表	・施工体系図と下請編成表の2種類提出している場合が多い	・施工体系図にて確認できるため、下請編成表の提出は不要
変更施工計画書	・変更があった際の変更計画書について、軽微な変更の場合でも提出を求めている	・数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画書に大きく影響しない場合は、監督員の承諾を得て新たな変更施工計画書の提出を省略できる

水道工事書類作成マニュアル

目次

水道工事における作成書類の流れ	7
1. 施工計画（工事契約から着工まで）	10
1-1 工事着手届	10
1-2 現場代理人・主任技術者等設置（変更）届	11
1-2-1 現場代理人・主任技術者等変更理由書	18
1-3 工程表	19
1-4 共同企業体編成表	20
1-5 前払金	21
1-6 CORINSへの登録	25
1-7 建設業退職金共済証紙購入状況報告書等	26
1-8 施工計画書	29
(1) 工事概要	30
(2) 計画工程表	30
(3) 現場組織表	31
(4) 指定機械	31
(5) 主要船舶・機械	32
(6) 主要資材	32
(7) 施工方法	32
(8) 施工管理計画	34
(9) 安全管理	36
(10) 緊急時の体制及び対応	38
(11) 交通管理	38
(12) 環境対策	38
(13) 現場作業環境の整備	39
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	39
(15) その他	40
1-9 施工体制	44
1-9-1 施工体制台帳・作業員名簿・施工体系図	44
1-10 設計図書の照査	52
1-11 工事測量成果表	52
1-12 作業従事者健康診断書	53
1-13 水道工事のお知らせ	56
1-14 給水管取替工事のお知らせ及び同意書	64
1-15 給水管情報交付依頼書及び給水装置完成図貸出簿	69
1-16 分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書	74
2. 施工管理	75
2-1 工事打合せ簿	75
2-2 固定資産使用許可申請書及び誓約書（現場用）	78

2-3	地下埋設物等の調査	79
2-4	再生資源	81
2-4-1	再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）	81
2-4-2	産業廃棄物管理票	83
2-4-3	建設発生土処分	84
2-4-4	建設リサイクル法	91
2-4-5	有価物処分	96
2-5	品質証明	100
2-6	材料検査願	101
2-6-1	管路材料検査表	104
2-6-2	切管整理表	106
2-7	段階確認書	107
2-8	確認・立会依頼	111
2-9	休日等の工事施工届	113
2-10	排出ガス対策型・低騒音型建設機械	114
2-11	特殊車両通行許可	114
2-12	電子納品	115
2-12-1	事前協議チェックシート	116
2-12-2	電子媒体納品書	117
3.	安全管理	118
3-1	安全教育訓練	118
3-2	事故報告書	120
3-2-1	事故報告書（ガス施設損傷時）	122
3-3	その他留意事項	124
4.	工程管理	125
4-1	工程管理	125
4-1-1	工事週報	128
4-2	連絡部計画配管図及び連絡部工程表	132
5.	品質・出来形管理	133
5-1	品質管理	133
5-1-1	継手チェックシート	136
5-2	出来形管理	137
5-2-1	舗装面積求積図	141
5-3	写真管理	142
6.	支給品・発生品	144
6-1	支給材料（受領・返納）書／支給材料整理表	144
6-1-1	支給材料受領書	144
6-1-2	支給材料整理表	144
6-1-3	支給材料返納書	144
6-2	現場発生品調書	147
7.	工事検査	148

7-1	検査の種類	148
7-2	完成検査	149
7-2-1	工事完成届	150
7-2-2	工事引渡書	151
7-2-3	請求書・支払金口座振替依頼書	152
7-3	既済部分検査	153
7-3-1	工事既済部分検査請求書	154
7-3-2	既済部分内訳書	155
7-3-3	工事請負金請求内訳書	157
7-4	一部完成検査	158
7-4-1	工事一部完成届	159
7-5	中間検査	160
7-6	工事手直し指摘事項完了届	161
8.	中間前払金	162
8-1	中間前払金の選択に係る届出書	162
8-2	中間前払金認定請求書	163
8-3	工事履行報告書	164
8-4	認定書	165
8-5	請求書・支払金口座振替依頼書	166
9.	その他	167
9-1	部分使用承諾書	167
9-2	工期延長申請書	168

水道工事における作成書類の流れ

受注者作成書類								
区分	様式番号	名称	備考	掲載項	書類			検査※
					提出	提示	情報共有	
工事着工前		建設リサイクル法説明書	契約締結前	2-4-4	○		×	—
		建設リサイクル法第13条書面	契約締結前	2-4-4	○		×	—
		工事着手届	契約日から7日以内	1-1	○		×	—
		現場代理人・主任技術者等設置届		1-2	○		×	—
		施工技術者資格証明書(写)又は経歴書		〃	○		×	—
		監理技術者証又は主任技術者経歴書証明書(写)		〃	○		×	—
		監理技術者講習修了証		〃	○		×	—
		配水管工受講証(写)		〃	○		×	—
	参1	工程表	契約日から7日以内	1-3	○		×	—
		共同企業体編成表		1-4	○		×	—
		前払金申請書		1-5	○		×	—
		保証証書(前払金保証)		〃	○		×	—
		請求書・支払金口座振替依頼書		〃	○		×	—
		中間前払金の選択に係る届出書		〃	○		×	—
	指4	電子納品事前協議チェックシート		2-12	○		×	○
		建設業退職金共済証紙購入状況報告書		1-7	○		×	○
		建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書		〃	○		×	○
		(CORINS)登録内容確認書[受注時]		1-6			×	△
		施工計画書		1-8				
		工事概要		〃				
		計画工程表		〃				
		現場組織表		〃				
		指定機械		〃				
		主要船舶・機械		〃				
		主要資材		〃				
		施工方法(使用機械、仮設備計画、工事用地等を含む)		〃				
		施工管理計画		〃				
		安全管理		〃				
		緊急時の体制及び対応		〃				
		交通管理		〃	○		○	○
		環境対策		〃				
		現場作業環境の整備		〃				
		再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		〃				
	指5	再生資源利用計画書		2-4-1				
	指5	再生資源利用促進計画書		2-4-1				
		建設廃棄物処理計画		1-8				
		法定休日・所定休日(週休2日の導入)		〃				
		その他		〃				
		道路占用許可書(写)		〃				
		道路使用許可書(写)		〃				
		道路工事及び露店開設等届(写)		〃				
		施工体制台帳(写)		1-9-1				
		下請負契約書(写)		〃	○		○	○
		再下請通知書(写)		〃				
		作業員名簿(写)		〃				
	施工体系図(写)		〃	○		○	○	
	工事測量成果表	差異がある場合提出	1-11	○	○	○	○	
	横浜改良土センター利用申込書		2-4-3			×	△	
	浮島指定処分地建設発生土発券依頼書		〃			×	△	
参7	水道工事のお知らせ		1-13			○	△	
	配水管布設替りに伴う給水管取替工事の内容に関するお知らせ		1-14			○	△	
	給水管取替工事の同意書		〃	○		×	○	
指21	給水管情報交付依頼書		1-15	○		○	△	
指22	給水装置完成図貸出簿(付替用)		1-15	○		○	△	
	分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書		1-16	○		○	○	
指6	作業従事者健康診断書		1-12	○		○	○	
指31	地下埋設物に関するチェックリスト【試掘調査前】		2-3	○		○	○	
指1	工事打合せ簿(指示・承諾・協議・提出・報告・通知)		2-1	○		○	○	
	固定資産使用許可申請書及び誓約書(現場用)		2-2	○		×	○	
指2, 3	工事週報		4-1	○		○	○	
	実施工程表		〃		○	○	△	
指13	段階確認書		2-7	○		○	○	
指28	確認・立会依頼書		2-8	○		○	○	
指12	事故報告書		3-2	○		×	○	

受注者作成書類

区分	様式番号	名称	備考	掲載項	書類			検査※
					提出	提示	情報共有	
現場施工		ガス施設損傷修理願		3-2-1	○		×	○
		部分使用承諾書(工事打合せ簿)		9-1	○		○	○
		出来形管理資料	施工中は随時提示 完成時に提出	5-2	○	○	○	○
		舗装面積求積図		5-2-1	○		○	○
		品質管理資料	施工中は随時提示 完成時に提出	5-1	○	○	○	○
		継手チェックシート		5-1-1	○		×	○
		連絡部計画配管図及び連絡部配管工程表		4-2	○		○	○
	参3	安全教育・訓練実施報告書		3-1		○	○	△
		安全訓練等の実施資料		3-1		○	○	△
	指31	地下埋設物に関するチェックリスト【試掘調査後】		2-3	○		○	○
材料管理	指10	支給材料受領書		6-1-1	○		○	○
	指11	支給材料整理表		6-1-2	○		○	○
	指10	支給材料返納書		6-1-3	○		○	○
	指7	材料検査願		2-6	○		○	○
		試験成績表	設計図書で提出を定めら れているものを除く	"	○		○	△
		検査証明証		"	○		○	△
		材料納入伝票		"		○	×	△
	指8	管路材料検査表		2-6-1	○		○	○
		日本水道協会受検証明書(品質規格証明書等)		"	○		○	○
		認証登録書(品質規格証明書等)		"	○		○	○
		製作図面等(品質規格証明書等)		"	○		○	○
	指9	切管整理表		2-6-2	○		○	○
		産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)及び電子マニフェスト		2-4-2		○	×	△
		発生土・改良土整理券(横浜市改良土センター)		2-4-3		○	×	△
		建設発生土搬入完了届(浮島指定処分地)		"			×	△
		建設発生土搬入整理券(浮島指定処分地)		"			×	△
		有価物処分		2-4-5				
指14, 15	撤去品等報告書		"	○		○	○	
参4	物品受領書		"	○		○	○	
	計量証明書		"	○		○	○	
指16	現場発生品調書		6-2	○		○	○	
施工計画等変更		現場代理人・主任技術者等変更届		1-2	○		×	-
	指27	現場代理人・主任技術者等変更理由書		1-2-1	○		×	-
		(CORINS)登録内容確認書[変更時]		1-6			×	△
		変更施工計画書	変更箇所のみ	1-8	○		○	○
		施工体制台帳(変更時)	変更箇所のみ	1-9-1	○		○	○
		施工体系図(変更時)	変更箇所のみ	1-9-1	○		○	○
		建設リサイクル法第13条書面(搬入施設等の変更時)		2-4-4	○		×	-
	浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書		2-4-3			×	△	
中間検査		出来形・品質管理資料		7-5	○		○	○
工期延長	指1	工事打合せ簿(工期延長の協議)		2-1	○		○	○
	指17	工期延長申請書(変更工程表含む)		9-2	○		○	○
		(CORINS)登録内容確認書[変更時]		1-6			×	△
設計変更	指1	工事打合せ簿(設計変更の協議)		2-1	○		○	○
		設計図書との照査資料		1-10	○		○	○
		(CORINS)登録内容確認書[変更時]		1-6			×	△
中間前払金		中間前払金認定請求書		8-2	○		×	-
		工事履行報告書		8-3	○		×	-
		請求金・支払金口座振替依頼書		8-5	○		×	-
既済部分・一部完成		既済部分検査		7-3				
	指23	工事既済部分検査請求書		"	○		×	○
	指24	既済部分内訳書		"	○		×	○
		出来高図面		"	○		○	○
	指25	工事請負金請求内訳書		"	○		×	-
		請求書・支払金口座振替依頼書		"	○		×	-
	参5, 6	出来形・品質管理書類(写真含む)	既済部分検査時までのもの	"	○		○	○
	一部完成検査		7-4					

受注者作成書類

区分	様式番号	名称	備考	掲載項	書類			検査※
					提出	提示	情報共有	
成		工事一部完成届		〃	○		×	○
	指24	既済部分内訳書		〃	○		×	○
		一部完成図面		〃	○		×	○
	指25	工事請負金請求内訳書		〃	○		×	—
	参5, 6	請求書・支払金口座振替依頼書 出来形・品質管理書類(写真含む)	一部完成検査時までのもの	〃	○		○	○
工事完成	指18	工事完成届		7-2	○		×	○
	指20	電子媒体納品書		2-12	○		×	○
		工事完成図		7-2	○		×	○
		工事記録写真		5-3	○		×	○
		再資源化等報告書(建設リサイクル法)		2-4-4	○		○	○
	指19	再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書		2-4-1	○		○	○
		給水装置完成図(修正)		1-14	○		×	○
		建設業退職金共済証紙受払簿		1-7	○		×	○
		建設業退職金共済証紙ちよう付実績報告書		1-7	○		×	○
		(CORINS)登録内容確認書[完成時]		1-6			×	△
	指25	工事請負金請求内訳書	一部完成・既済部分検査を行った場合	7-2	○		×	—
工事手直し	指26	工事手直し指摘事項完了届		7-6	○		×	○
		指摘事項修正書類		7-6	○		×	○
工事引渡し		工事引渡書		7-2	○		×	—
		請求書・支払金口座振替依頼書		〃	○		×	—

検査※ ○:完成までに監督員に提出する書類
 △:検査時に受注者が準備する書類
 —:検査時に検査しない書類

1. 施工計画（工事契約から着工まで）

1-1 工事着手届

受注者は、契約締結後7日以内に工事着手届を提出しなければならない。

(川崎市上下水道局契約規程第64条)

なお、この届けにおける工事着手日は、川崎市上下水道局契約規程第64条によるものであり、本様式以外での工事着手の意味は、実際の工事のための準備工事に取り掛かることを意味するため、注意すること。

(標準仕様書 1-1-1-2 41 工事着手)

工事着手届（指定様式・記載例）

担任				
----	--	--	--	--

工 事 着 手 届

令和 年 月 日

(宛先)川崎市上下水道事業管理者

住所 川崎市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番地

商号又は名称 株式会社 △△△△

代表者名 代表取締役 □□ □□

次の工事に着手したので届け出ます。

契約番号	1234567890
工事名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事
工事場所	〇〇区〇〇丁目・・・
請負金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
着手年月日	令和 年 月 日

上記の工事の着手を確認しました。

この欄は監督員が記入

令和 年 月 日
監督員 職氏名 技術職員 〇〇 〇〇
私印

1-2 現場代理人・主任技術者等設置（変更）届

受注者は、現場代理人・主任技術者等設置届を工事請負契約締結後すみやかに発注者に提出する。さらに、入札参加申込時に提出した配置予定技術者の写しも添付すること。また、現場代理人等を変更した場合は、その都度変更届を提出する。

(工事請負契約書第 11 条)

(1) 現場代理人

現場代理人の設置において特別な資格は必要としないが、直接かつ恒常的な雇用関係（正社員）でなければならないことから、雇用されていることを証明する書類の写し※¹のいずれかを設置届に添付する。

※1 雇用されていることを証明する書類の写しとは、次の書類をいう。（以下同じ）

- ・ 監理技術者資格者証の写し
- ・ 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 年金事務所作成の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- ・ その他雇用関係が確認できる書類の写し

※健康保険被保険者証は令和7年12月1日をもって有効期限が終了しているため、令和7年12月2日以降は雇用関係を確認できる書類には該当しない。

(2) 現場代理人の兼任

次に掲げる各号のいずれにも該当する工事については、2 件まで現場代理人の兼任が認められている。

- ① 請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満のもの
- ② 同一の課所において監督を行うもの

(現場代理人の工事現場への常駐に関する要綱)

(3) 監理技術者

監理技術者を設置した場合、次の書類を設置届に添付する。

- ① 監理技術者資格者証の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴欄があるため表面及び裏面の写しが必要。）
- ② 雇用されていることを証明するいずれかの書類の写し※¹

(4) 監理技術者補佐

監理技術者補佐を設置した場合、次の①又は②、及び③の書類を設置届に添付する。

- ① 監理技術者資格者証の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴欄があるため表面及び裏面の写しが必要。）
- ② 一級施工管理技士補又は、一級施工管理技士等の国家資格を取得したことがわかるもの
- ③ 雇用されていることを証明するいずれかの書類の写し※¹

(5) 主任技術者

主任技術者を設置した場合、次の書類を資格要件に応じて設置届に添付する。

イ 許可を受けようとする業種の工事について高校等（指定学科）を卒業後 5 年以上、大学・高等専門学校（指定学科）を卒業後 3 年以上の実務経験を有する者

- ① 主任技術者経歴証明書
- ② 雇用されていることを証明するいずれかの書類の写し※¹

ロ 許可を受けようとする業種の工事について、10 年以上の実務経験を有する者

- ① 主任技術者経歴証明書
- ② 雇用されていることを証明するいずれかの書類の写し※¹

ハ イまたはロと同等以上の知識、技術、技能を有すると認められた者（国家試験に合格した者建設業法施行規則第七条の三に規定する者）

- ① 資格証の写し（例：一級もしくは二級施工管理技士の写し）
- ② 雇用されていることを証明するいずれかの書類の写し※¹

(6) 監理技術者等の兼任

工事現場ごとの専任が必要とされている主任技術者又は監理技術者は、情報通信技術の利用により工事現場の状況の確認ができる等の諸条件を全て満たす場合は、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事において 2 現場まで兼務できる。（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号）

なお、営業所技術者等は、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）等の諸条件を全て満たす工事において 1 現場まで兼務できる。（建設業法第 26 条第 5 項）

また、監理技術者を置くことが必要となる工事現場において、発注者から直接請け負った特定建設業者が監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合には、監理技術者補佐を当該現場に専任で置かなければならない。（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）

ここでいう監理技術者補佐とは、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一検定に合格したもの又は、一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者である。

注) 既契約工事に配置されている技術者が諸条件を満たし、別工事に兼任で配置させる場合は、打合せ簿へ当該技術者が別工事に配置された旨記載するとともに、別工事の契約手続時に契約課へ提出した「省令 17 条の 2 又は 17 条の 5 に基づく人員の配置を示す計画書」を添付し監督員へ報告すること。

(建設業法第 26 条)
(監理技術者制度運用マニュアル)

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園) 工事業			その他(左以外の22業種) 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業			
		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
元請工事における下請金額合計		5,000万円 ※1 以上	5,000万円 ※1 未満	5,000万円 ※1 以上は契約できない	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円 以上は契約できない	
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者		
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者※3 ③指定学科卒業+実務経験者 ④実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者※3 ③指定学科卒業+実務経験者 ④実務経験者(10年以上)		
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円※2以上となる工事						
	監理技術者資格者証の必要性	公共性のある建設工事のときに必要	必要ない		公共性のある建設工事のときに必要	必要ない		

※1: 建築一式工事の場合 8,000万円

※2: 建築一式工事の場合 9,000万円

※3: 登録基幹技能者の認定に関しては平成30年4月1日より施行

[注] 本表の技術者制度に係る金額要件については、令和7年2月1日より施行となる。なお、現に施工中の既契約案件についても施行日より適用される。

(6) 配水管工

受注者は、管の接合にあたって、接合作業に従事する作業員は、適切に作業を行うことができる十分な技能を有したもので、管の種別に応じ配水管工事一覧に示す資格者を、事前にその資格者証の写しを添付して、現場代理人・主任技術者等設置（変更）届により届け出なければならない。

なお、届け出た配水管工に変更が生じた場合も同様とする。

(標準仕様書 2-1-2-4 6.継手類 (接合))

配水管工資格一覧

種 別	資 格 者
口径 450 mm以下の耐震継手管 (GX・S50 形等)	次の①～③のいずれかに該当する者 ① 平成 25 年度以降の配水管工講習会受講修了者 (川崎市上下水道局) ② 平成 24 年度以前の配水管講習会受講修了者 (耐震管 NS・SⅡに限る。A形・K形は対象外) (川崎市水道局又は(財)川崎市水道サービス公社) ③ 配水管技能者名簿登録者 (耐震登録) (社)日本水道協会
口径 500 mm以上の耐震継手管 (NS 形等)	次に該当する者 配水管技能者名簿登録者 (大口径登録) (社)日本水道協会
一般継手管 (K 形、フランジ形等)	次の①～③のいずれかに該当する者 ① 配水管工講習会受講修了者 (川崎市水道局又は(財)川崎市水道サービス公社) ② 配水管技能者名簿登録者 (社)日本水道協会 ③ 耐震継手管の有資格者

現場代理人・主任技術者設置（変更）届（指定様式・記載例）

現場代理人・主任技術者等設置(変更)届				
(宛先)川崎市上下水道事業管理者		令和 年 月 日		
		受注者	川崎市〇〇区〇〇町	
		住 所	〇丁目〇番地	
		商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇	
		代表者職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	
		電 話 番 号	044-000-0000	
次のとおり設置(変更)したので、必要書類を添えて届け出ます。				
工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事			
契 約 番 号	1234567890			
履 行 場 所	〇〇区〇〇丁目			
請 負 金 額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円			
現場代理人	住 所	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地		
	氏 名	〇〇 〇〇		
	連 絡 先	044-000-0000		
	※兼任している工事がある場合は、次の欄に必要事項を記載してください。			
	兼 任 工 事 名			
	契 約 番 号			
請 負 金 額				
主任技術者等	住 所	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地		
	氏 名	〇〇 〇〇		
	連 絡 先	044-000-0000		
	専任・非専任の別	専任 ・ 非専任		
	主任技術者			
	資 格 要 件	建設業法第7条第2号 イ ・ ロ ・ ハ		
	監理技術者			
	交 付 番 号	第	第	号
	講 習 修 了 証 番 号	第	第	号
	監理技術者補佐			
交 付 番 号	第	第	号	
一級第一次検定合格証明書番号	第	第	号	
配水管工	氏 名	〇〇 〇〇	受講証番号	第 0000 号
	氏 名	△△ △	受講証番号	第 0000 号
	氏 名	□□ □□	受講証番号	第 0000 号
	氏 名		受講証番号	第 号
	氏 名		受講証番号	第 号

注1 落札決定までに提出した配置予定技術者届の写しを添付してください。

2 共同企業体代表者以外の構成員の技術者を通知する場合その他複数の技術者を通知する場合は、この様式を複写して使用してください。

3 「監理技術者補佐」欄は、監理技術者の資格を有する者にあつては「交付番号」欄に、監理技術者の資格を有さない者にあつては「一級第一次検定合格証明書番号」欄に番号を記載してください。

監理技術者資格者証（例）

※平成 28 年 6 月 1 日交付より、監理技術者講習修了履歴欄が追加

氏名	年 月 日 生 年 月 日 卒				
住所					
写真	交付年月日	年 月 日 交付	年 月 日 卒		
	交付番号	第		号	
	監理技術者資格者証				
平成 年 月 日 まで有効					
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者					
印					
交付機関	〒 番 号				
有する資格					
建設業の種類	建設業の種類				
有・無					

（表面）

（裏面）

講習修了履歴	講習修了番号	第	号	修了年月日	年 月 日
	氏名	生年月日			
	講習実施機関	〒			
資格の取得状況					

1-2-1 現場代理人・主任技術者等変更理由書

現場代理人及び主任技術者等を変更した場合は、変更届のほか、変更理由書も提出すること。

(契約書第 11 条)

現場代理人・主任技術者等変更理由書 (指定様式・記載例)

現場代理人・主任技術者等変更理由書	
令和 年 月 日	
(宛先) 川崎市上下水道事業管理者	
請負人	
住 所	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇
代表者職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 番 号	044-000-0000
工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm排水管布設替工事
契 約 番 号	1234567890
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
変 更 理 由	<p>本工事における現場代理人及び主任技術者である川崎浩司については、別紙診断書のとおり体調不良のため、当面の入院による治療が必要となりました。 つきましては、次のとおり現場代理人及び主任技術者の変更をお願いいたします。</p> <p>(当初) 株式会社 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 ⇒ (変更後) 株式会社 〇〇〇〇 △△ △△</p>
監督員 職氏名 _____ 技術職員 〇〇 〇〇 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">監督員が記入</div>	

1-4 共同企業体編成表

受注者は、共同企業体が行う工事については、工事始期日以降すみやかに川崎市上下水道局共同企業体取扱要綱第 11 条にもとづく「共同企業体編成表（第 3 号様式）」を監督員に提出しなければならない。

(標準仕様書 1-1-1-9.工事着手)

共同企業体編成表 (参考様式・記載例)

第3号様式

共同企業体編成表

令和 年 月 日作成

共同企業体運営委員会	
委員長 ○○○○	(所属会社名) (株)○○○○
委員 ▲▲▲▲	(所属会社名) (株)▲▲▲▲
委員 □□□□	(所属会社名) (株)□□□□

共同企業体工事事務所

所長 ○○○○	(所属会社名) (株)○○○○
---------	-----------------

工務長 ○○○○
(所属会社名) (株)○○○○

工務主任(班長) ▲▲▲▲
(所属会社名) (株)▲▲▲▲

工務係 □□□□
(所属会社名) (株)□□□□

事務長 ●●●●
(所属会社名) (株)○○○○

事務主任(班長) ▲▲▲▲
(所属会社名) (株)▲▲▲▲

事務係 ■■■■
(所属会社名) (株)□□□□

- 1 この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2 編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し提出すること。
- 3 複数の業務を兼ねている担当者がある場合、同一担当者を複数箇所に記載することを可とする。

1-5 前払金

受注者は、契約書第35条に基づき、前払金の支払いを発注者に請求できる。

請求に当たっては、「前払金申請書」、「請求書・支払金口座振替依頼書」及び「前払金保証証書」を提出すること。

前払金保証証書とは、受注者と前払金保証事業を営む保証会社との、前払金の保証に関する契約を締結した契約証書のことである。

また、中間前払金の対象工事では、同時に「中間前払金選択に係る届出書」も提出しなければならない。詳細は本マニュアル「8. 中間前払金」を参照のこと。

(契約書第35条)

前払金保証証書等の電子化について、詳細に関して入札情報かわさきのお知らせを確認すること。

前払金申請書 (指定様式・記載例)

前 払 金 申 請 書	
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者	
請 負 者	
住 所	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇 00077777
次のとおり前払金を申請します。	
契 約 番 号	1234567890
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
件 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事
契 約 金 額	100,000,000円
前 払 申 請 金 額	10,000,000円
(契約金額) - (前払金額)	90,000,000円
完 成 期 限	令和 年 月 日
預 託 銀 行	〇〇銀行 〇〇支店 0000 000
備 考	

第1号様式

中間前払金の選択に係る届出書

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所 川崎市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番地
商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

次に掲げる工事については、中間前払金を選択 **（します）**（しません）ので、届けます。

契 約 番 号	123456789
件 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事
履 行 場 所	〇〇区〇〇丁目・・・
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

注1 前払金請求時に届出してください。

注2 中間前払金を選択した場合は、内払の請求はできません（川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱第2条第2項に定める場合を除く。）。また、内払を請求する場合は、中間前払金の請求はできません（川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱第2条第3項に定める場合を除く。）。

1-6 CORINSへの登録

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、登録機関（JACIC）に登録申請する。また、登録完了後に登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員へメール送信される。

（標準仕様書 1-1-1-6 コリンズへの登録）

なお「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては、**工事打合せ簿による提出は不要**である。

（1）登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負金額が 500 万円以上のもの

（2）登録時期

受注時：契約後、土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内

変更時：変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内

完成時：工事完成後（竣工後）、土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内

訂正時：適宜

また、変更時と完成時の間が土・日曜日、祝日等を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負金のみの変更は、原則として登録を必要としない。

※工事实績の登録方法については、JACIC ホームページを参照

(<https://cthp.jacic.or.jp/>)

1-7 建設業退職金共済証紙購入状況報告書等

(1) 受注者は、建退共制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第1号様式）（以下「購入状況報告書」という。）」に貼付して監督員に提出しなければならない。

下請負人（二次以下の下請けを含む。以下同じ。）から受託して購入した共済証紙に係る掛金収納書については、購入状況報告書の裏面等に貼付の上、提出すること。

また、共済証紙を追加購入したときは、工事が完成したときに、購入状況報告書に追加購入した共済証紙に係る掛金収納書を工事完成届と併せて提出しなければならない。

（標準仕様書 1-1-1-46 6. 建設業退職金共済制度の履行）

（建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領）

建設業退職金共済証紙購入状況報告書（指定様式・記載例）

第1号様式

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所 川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、当該掛金収納書をちよう付して報告します。

業者番号	00077777	契約番号	1234567890
工事名	〇〇丁目400mm～1000mm配水管布設替工事		
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
契約金額	100,000,000 円	変更契約金額	円
購入状況	新規・追加		
共済証紙購入金額	160,000 円 (1日券 500 枚 10日券 枚)		
購入金額	(保有の共済証紙を使用する場合も記入してください。)		

共済証紙購入額算定根拠 (□に \bullet を記入してください。複数可)

使用対象者数を計画して購入 延べ 500 人×建退共掛金日額 = 160,000 円

建設業退職金共済事業本部における共済証紙購入の考え方を参考に購入
(総工事費) (標準購入割合) (労働者加入率)

円× /1000× (%)/70(%) = 円

保有の共済証紙を使用

その他 ()

掛金収納書 (契約者が発注者へ)
(下請負人の分も併せて裏面等にちよう付すること。)

のりしろ

- (2) 受注者は、工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に、掛金収納書を提出できない場合には、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書（第 2 号様式）」（以下「理由書」という。）を提出し、その後、できるだけ速やかに掛金収納書を購入状況報告書に貼付し、提出しなければならない。
- (3) 受注者は、建退共制度の対象となる労働者を雇用しない等の理由により、下請負人も含めた工事全体で、共済証紙の購入の必要がない場合は、購入状況報告書に代えて理由書を提出しなければならない。

建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書（指定様式・記載例）

第 2 号様式

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所 川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書

建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出しない理由を次のとおり届け出ます。

業 者 番 号	00077777	契 約 番 号	1234567890
工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事		
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
契 約 金 額	100,000,000 円	変更契約金額	円
提出の状況	提出不要 ・ 未提出		

理 由

提出不要

- ① 会社に退職金制度がある。
- 2 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である。
- 3 その他の退職金制度に加入している。
- 4 その他（詳細に記入してください。）

未提出

- 1 対象労働者数及び就労予定日数の把握が完了していない。
- 2 その他（詳細に記入してください。）

(4) 受注者は、共済証紙の貼付、受払の記録を「建設業退職金共済証紙受払簿（第3号様式）」及び「建設業退職金共済証紙ちょう付実績報告書（第4号様式）」により行い、**工事完成時に提出**しなければならない。ただし、監督員の請求があった場合は、工事完成前であっても遅滞なく**提示**しなければならない。

また、発注者は、監督員が必要と認めたときは、(1)～(4)以外の関係資料（共済手帳のコピー等）の提出を求めることがあるが、原則**提出は不要**である。

建設業退職金共済証紙受払簿（指定様式・記載例）

第3号様式
 (宛先) 川崎市上下水道事業管理者
 令和 年 月 日
 住 所 川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
 商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
 代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

建設業退職金共済証紙受払簿

工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設工事										契約番号	1234567890
工 事 場 所	〇〇区〇〇丁目・・・										請負区分	元請
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日										業者番号	00077777
受 入 ・ 払 出 年 月 日	購 入	受 入			払 出			備 考	残 高 (A-B)			
		元請から受入	計 (A)	ちょう付	下請へ交付	計 (B)						
RO年 5月 10日	500日分	元請名	日分	500日分	日分	下請名	日分		500日分			
RO年 6月 8日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名 〇〇建設株	58日分		442日分			
RO年 7月 13日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名 〇〇建設株	119日分		323日分			
RO年 8月 10日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名 〇〇建設株	209日分		118日分			
RO年 8月 25日	日分	元請名	日分	700日分	日分	下請名	日分		818日分			
RO年 9月 8日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名 〇〇建設株	111日分		707日分			
RO年 10月 6日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名 〇〇建設株	215日分		492日分			
RO年 11月 8日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名 〇〇建設株	244日分		248日分			
RO年 12月 2日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名 〇〇建設株	243日分		5日分			
年 月 日	日分	元請名	日分	日分	日分	下請名	日分		日分			
計	日分		日分	日分	日分		日分		日分			

注) この様式に代え、建設業退職金共済事業本部が規定する共済証紙受払簿（様式第41号）によることもできる。

建設業退職金共済証紙ちょう付実績報告書（指定様式・記載例）

第4号様式
 (宛先) 川崎市上下水道事業管理者
 令和 年 月 日
 住 所 川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
 商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇
 代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

建設業退職金共済証紙ちょう付実績報告書

工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設工事										契約番号	1234567890		
工 事 場 所	〇〇区〇〇丁目・・・										請負区分	元請		
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日										業者番号	00077777		
被 共 済 者	RO年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ちょう付 枚数合計
	1		9	18	25	18	15	13	25					
2		9	18	25	18	15	13	25					123	
3		9	18	25	18	15	12	25					122	
4		9	18	25	18	15	12	25					122	
5		9	18	25	18	15	12	25					122	
6		9	18	25	18	15	12	25					122	
7		4	11	25	3	15	12	25					95	
8					20		2	12	25				59	
9					5			12	25				42	
10					5				18				23	
11							22	27					49	
12							22	27					49	
13							22	27					49	
14							22	27					49	
15							20	26					46	
ちょう付枚数合計		58	119	205	111	215	244	243					1195	
購 入 枚 数		500				700							1200	

注) この様式の被共済者（期間雇用者）の欄への記載は、個人情報保護のため、被共済者手帳番号ではなく、当該工事で採用した被共済者ごとに割り当てた番号を記載すること。

1-8 施工計画書

施工計画書は、受注者が実施する工事手法の概要を作成することにより、円滑な工事の促進を図るもので、標準仕様書 1-1-1-5 で「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。」と規定している。

(標準仕様書 1-1-1-5 施工計画書)

受注者は、施工計画書に次の事項について記載する。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（使用機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日（週休2日の導入）
- (16) その他

なお、施工計画書の作成にあたっては、契約書及び設計図書に指定されている事項について記載するものとする。

また、施工計画の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出するが、**数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の提出は要しない。**

(例：工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更)

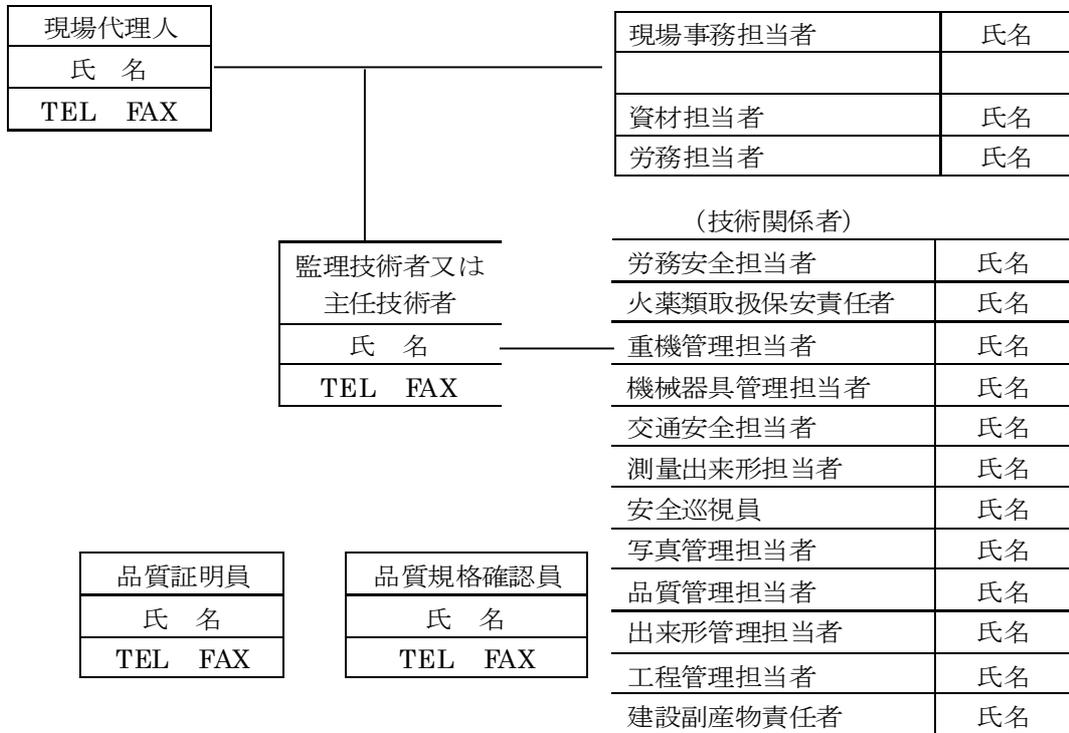
また、受注者は**維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。**

標準仕様書 1-1-1-5 で「受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない」と規定されているが、監督員はその指示にあたっては必要性を十分検討した上で行わなければならない。

(3) 現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者を置く工事についてはそれを記載する。

[現場組織表記載例]



(留意点)

- ・品質証明員は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された工事が対象。
- ・品質規格確認員は、管路材料を含む工事が対象。

(4) 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

[指定機械使用計画記載例]

機械名	規格	台数	使用工種	備考
バックホウ	0.6m ³	1	管路土工	排ガス対策型・低騒音型
バックホウ	0.28m ³	1	管路土工	排ガス対策型・低騒音型

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）以外の主要なものを記載する。

[主要機械使用計画記載例]

機械名	規格	台数	使用工種	備考
ダンプトラック	10t	1	管路土工	排ガス対策型

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。

資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

[主要資材計画記載例]

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			確認時期
					10月	11月	12月	
異形棒鋼	D13	800kg	〇〇製鉄	ミルシート				

(7) 施工方法

施工方法は、次のような内容を記載する。

1) 「主要な工種」毎の作業フロー

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記載する。

2) 施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・濁水時期等）等について記載する。

これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項について記載する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記載する。

3) 該当工事における使用予定機械を記載する。

4) 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装

受注者は、鋼管及びステンレス鋼管の溶接・塗覆装を行う場合、溶接方法、溶接順序、溶接機、溶接棒等及び塗覆装の方法、順序、使用器具等の詳細を施工計画書に記載して監督員に提出すること。

また、受注者は、溶接作業及び塗覆装作業にあたって、監督員に次の書類を提出すること。

(ア) 溶接作業・・・溶接士の経歴書（写真貼付）及び溶接士の資格証明書

(イ) 塗覆装作業・・・塗装工の経歴書（写真貼付）

5) その他

工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について具体的に記載する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路（仮設道路、仮橋、現道補修等）、仮排水、安全管理に関する仮設備等（工事表示板、安全看板等）について記載する。

また、資材・残土・仮置き場等の土地を借りた場合は土地借地契約書（写）を添付すること。記載対象は次のような場合を標準とする。

- ① 主要な工種
- ② 通常の施工方法により難しいもの（例：新技術による施工等）
- ③ 設計図書で指定された工法
- ④ 標準仕様書に記載されていない特殊工法
- ⑤ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目
- ⑥ 特殊な立地条件での施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等
- ⑦ 標準仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記載できるもの及び施工計画書に記載することとなっている事項
- ⑧ 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

(8) 施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（「水道工事施工管理基準」「水道工事写真管理基準」）等に基づき、その管理方法について記載する。

1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用するかを記載する。

2) 品質管理

当該工事で行う品質管理の「試験項目」（試験）について、次のような品質管理計画表を作成する。

※ 品質管理については、本マニュアル「5-1 品質管理」を参照すること。

[品質管理計画表記載例]

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法		適用
						試験データ	〇〇	
盛土	盛土材料	〇〇試験	2000m ³	土質変化時	〇回	○		

(留意点)

- ①必要な工種が記載されているか。
- ②施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③基準にないものの適用は妥当か（受注者と監督員で協議が必要）。
- ④管理方法や処理は妥当か。
- ⑤適切な試験方法か。

3) 出来形管理

当該工事の出来形管理は、「水道工事施工管理基準」等により記載する。

また、該当工種がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。

※出来形管理については、本マニュアル「5-2 出来形管理」を参照すること。

[出来形管理計画表記載例]

工種	形状寸法	測定基準	出来形図	出来形成果表	摘要
〇〇	〇-〇〇	測定延長〇〇m に1カ所	平面図に 実測延長 を記入す る。	断面寸法及び高さ について成果表を 作成する	

(留意点)

- ①必要な工種が記載されているか。
- ②施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③不可視部の対応は検討されているか。
- ④基準にないものの適用は妥当か（監督員と協議が必要）。
- ⑤工事規模が小さい場合等においては、監督員の承諾を得たうえで、写真を出来形管理資料としてもよい。

4) 写真管理

当該工事の写真管理は、「水道工事写真管理基準」等により記載する。

※写真管理については、本マニュアル「5-3 写真管理」を参照すること。

[写真管理計画表記載例]

工種	形状寸法	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
〇〇	〇-〇〇	(施工状況) 床掘、砕石基礎、 コンクリート打設 (出来形管理) 砕石基礎、 厚さ、幅 本体 厚さ、幅、高さ	各施工中 締固後 型枠取り外し後	各1回 No 〇〇 100mに1回 No 〇〇	

(留意事項) 「水道工事写真管理基準 2-6 撮影の留意事項より」

写真管理基準の「撮影箇所一覧表」の適用について、次の事項に留意する。

- ・「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加・削除するものとする。
- ・施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- ・不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ・撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- ・撮影箇所一覧表に記載のない項目については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

5) 段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記載する。

[段階確認（段階確認書）記載例]

種別	細別	確認項目	施工予定時期	記事
〇〇	〇〇	〇〇〇	〇月〇〇日	

6) 品質証明

当該工事の中で行う社内検査項目、検査方法、検査段階について記載する。

(9) 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針について記載する。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記載する。記載が必要な項目は次のとおり。

なお、安全管理については、本マニュアル「3 安全管理」を参照すること。

1) 工事安全管理対策

- ①安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
- ②危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて
- ③その他必要事項

2) 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、下水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

工事現場における架空線等上空施設については、事前の現地調査の実施（種類、位置等）について記載する。

3) 工事安全教育及び訓練についての活動計画

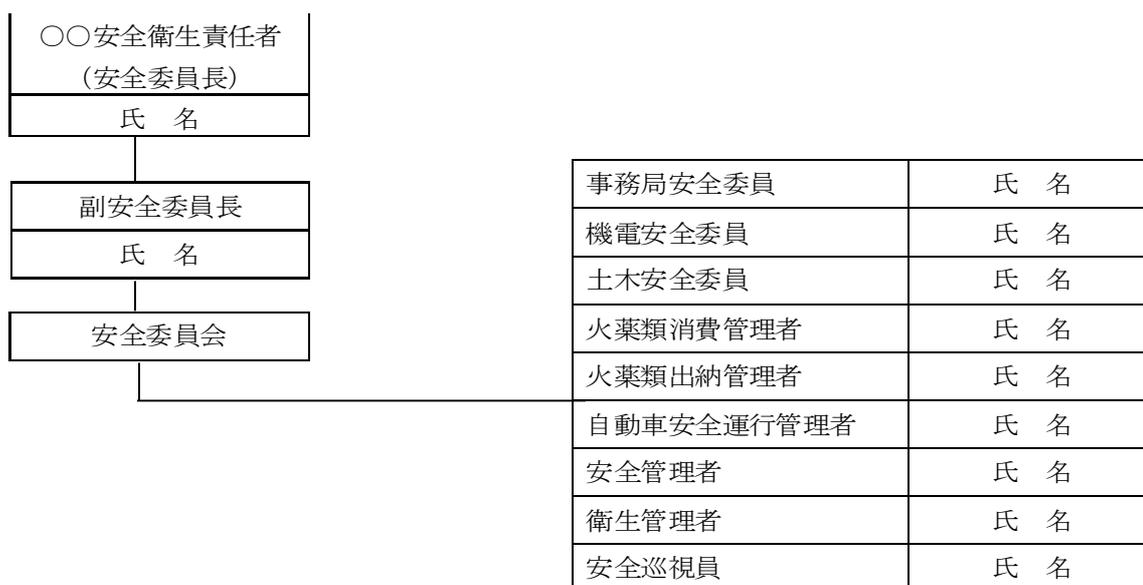
毎月行う安全教育・訓練の内容を記載する。

[安全教育・訓練計画記載例]

月	主な作業内容	安全・訓練内容
1月	準備工、仮設工	・当該訓練内容等の周知徹底 ・避難訓練及び担架の使用方法 ・ビデオによる安全教育
2月	〇〇工、××工	・作業手順の周知、徹底（現場にて再確認） ・車両系建設機械の危険防止について

[安全管理組織記載例]

労働安全衛生法で定められた責任者について各記述する。



(留意点)

- 1) 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安員の明記が必要。
- 2) 関係法令、指針を参考に記載する。
- 3) 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記載する。
また、作業主任者については、当該資格者証の写しを添付すること。

※参考 主な法令等は以下のとおり

- ・労働安全衛生法
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設機械施工安全技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ・建設機械施工安全マニュアル

[安全管理活動記載例]

名称	場所	参加予定者	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎日

[危険物記載例]

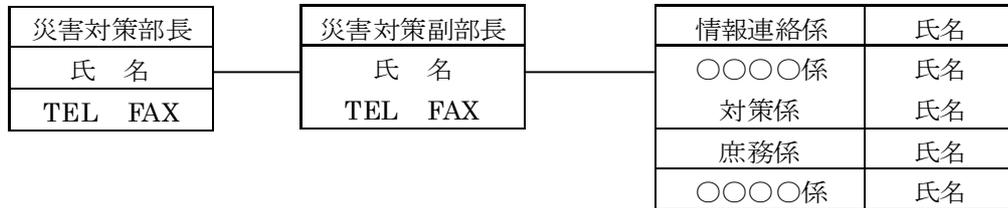
名称	適用法規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	○○m 及び○○個
ダイナマイト	火薬類取締法	○○kg

(10) 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事務などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記載する。

1) 組織体制

[記載例]



2) 連絡系統

連絡系統図には、開庁時間内及び夜間・休日等における下記機関の連絡先について記載する。

- ①発注者関係（事務所、出張所等の主任監督員等）
- ②受注者関係（本社・支社、現場代理人、監理（主任）技術者等）
- ③関係機関（警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）
- ④関係企業（電力会社、N T T、下水道、鉄道、ガス会社等）

その他、現場状況により関係する機関等の連絡先を明記する。

（工事期間中における夜間・休日等の連絡体制に関する特記仕様書）

(11) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について、標準仕様書 1-1-1-37（交通安全管理）の規定に基づき記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記載する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路を記載するとともに、ダンプトラック等を使用する場合は、「標準仕様書」同上規定及び「過積載特記仕様書」の規定を確認のうえ、積載超過運搬防止対策等について記載する。

(12) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記載する。

- 1) 騒音、振動対策
- 2) 水質汚濁
- 3) ゴミ、ほこりの処理
- 4) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- 5) 産業廃棄物の対応
- 6) その他

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載する。

- 1) 仮設関係
- 2) 安全関係
- 3) 営繕関係
- 4) 現場環境改善対策の内容
- 5) その他

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記載する。

- 1) 再生資源利用計画書（「2-4 再生資源」を参照）
- 2) 再生資源利用促進計画書（「2-4 再生資源」を参照）
- 3) 建設廃棄物処理計画

また、建設副産物に関する共通事項特記仕様書に基づき、建設廃棄物の処理計画を添付する。その内容は、建設廃棄物の種類別特記仕様書で定める。受注者（排出事業者）は処分業者と建設廃棄物委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を委託する場合には、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

なお、この他、処理計画に添付すべき書類は次のとおり。

- ① コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材
 - ・ 収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）
 - ・ 「指定工場」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）
 - ・ 処理方法及び運搬経路
- ② 建設汚泥等
 - ・ 収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）
 - ・ 中間処理及び最終処分業者（処理及び処分場所、産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）
 - ・ 処理方法及び運搬経路
- ③ 建設発生木材等
 - ・ 収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）
 - ・ 「指定事業者」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）
 - ・ 処理方法及び運搬経路

(15) 法定休日・所定休日（週休2日の導入）

1) 法定休日・所定休日

受注者の法定休日及び所定休日を記載する。

① 法定休日

【記載例】 法定休日は、毎週○曜日

② 所定休日

【記載例】 所定休日は、毎週○曜日及び国民の祝日、会社設立日の○月○日、お盆休暇の○月○日から○月○日、年末年始休暇○月○日から○月○日

2) 週休2日を確保するための取組

週休2日制確保モデル工事などの工事において、週休2日を確保するための取組内容について記載する。ただし、緊急・管内一円工事、社会的要因や施工条件の制約により週休2日制が馴染まない工事など、週休2日の確保により工事目的を果たすことが困難な場合は、その限りではない。

【記載例】

① 休日取得計画

- ・ 工程表には法定休日及び所定休日を考慮した工程を立案し、計画的に休暇を取得できるよう工程管理を行う。
- ・ 川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領に基づき、週休2日制の確保に向けた計画及び毎月の現場閉所の実績を休日取得計画・実績書にて監督員に提出する。
- ・ 建設業における働き方改革を推進する観点から、休暇取得を週単位で達成できるよう計画的な工程管理に努める。
- ・ 現場条件等によりやむを得ず週に2日以上の日確保が困難な場合は、振替休日により所定の休日確保を図るものとする。

② 取組に関する現場掲示の方法等

- ・ 工事現場における公衆の見やすい場所に、週休2日制確保モデル工事である旨を明示するものとして看板を設置する。（週休2日制確保モデル工事の場合）

(16) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

1) 官公庁への手続き（警察、市町村）

例：道路工事及び露店開設等届（写）、道路占用許可書（写）、道路使用許可書（写）

2) 他企業への手続き

例：事前協議録（東京ガス）、施工協議記録書（NTT）

3) 地元への周知

例：工事のお知らせ（「1-13 水道工事のお知らせ」を参照）

第19号様式

道路工事及び露店開設等届

令和 年 月 日	
(あて先) 川崎市消防長	
届出者 株式会社 ○○○○	
住所 川崎市○○区○○町3丁目2番地 (電話○○○-○○○)	
氏名 ○○ ○○	
工事等の 予定日時	令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
工事等の路線 及び箇所	自: ○○区○○町○○丁目○○番地先 至: ○○区○○町○○丁目○○番地先
工事等の内容	○○丁目 400mm~100mm 配水管布設帯工事 配水管布設・給水管工事・路復旧工
緊急車両の 通行可否	一部を除き全面通行止め
現場責任者氏名 及び連絡先	株式会社 ○○○○ ○○ ○○ TEL 044-000-0000
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 工事施工又は占用区域の略図を添付してください。

道路占用許可書（例）

道路占用許可申請は発注者が行っているため、監督員より許可書の写しを受け取る。

道路占用許可書		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">新</td> <td style="width: 20px;">規</td> <td style="width: 20px;">第</td> <td style="width: 20px;">号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">川崎市指令</td> <td style="text-align: center;">○管</td> <td style="text-align: center;">第000000号</td> </tr> </table>	新	規	第	号			平成	年 月 日	川崎市指令		○管	第000000号
新	規	第	号											
		平成	年 月 日											
川崎市指令		○管	第000000号											
		〒210-0004												
住 所		川崎市川崎区宮本町1												
		川崎市上下水道事業管理者												
氏 名		〇〇 〇〇												
担当者（連絡先）		設計担当課												
		〇〇 〇〇												
電 話		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇												
申請者受付番号		道調番号（企業番号） 00000												
00 川〇管 第000000号		（調整番号）												
占用の目的	配水管新設撤去													
占用の場所	路線名	歩車道												
	場 所	川崎市 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇 川崎市 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇												
占用物件	名 称	規 模												
	別紙内訳書のとおり	別紙内訳書のとおり												
占用の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	年 月 間												
	舗装種別	掘削延長												
工事の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで	年 月 間												
	掘削幅	掘削面積												
道路占用料	許可期間中	（ ）年度の額												
	円	免除												
		路面復旧費												
		監督事務費												
		000,000円												
許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 占用及び工事は、許可または回答どおりに施行すること。 2 工事は「占用工事施行基準」に基づき施行すること。 3 工事の着手、完了及び保障期間が満了した時は、市長に届け出て、その指示を受けること。 4 道路に関する工事のため支障があるとき、その他市長が認めるときは、占用許可を取り消し又は、補強改造、現状回復等を自費にて施行させることがある。 5 占用を継続しようとするときは、期間満了の日の30日前までに市長に申請すること。 6 占用を廃止したときは、その旨を市長に届け出ること。 7 前各項のほか、道路法、同法施行令、川崎市道路占用規則等を遵守すること。 <p>本復旧の前に面積査定を要する。</p>													
平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで 〇〇川水設計 第 〇〇〇〇〇号にて申請のあった道路占用について上記のとおり許可します。														
平成 〇〇年〇〇月〇〇日														
川崎市 市長														

道路使用許可申請書（指定様式・記載例）

年 月 日			取第 号	
署(隊長)	副署(隊長)	次 長	課(中隊長)	課(隊員)

証 紙

別記様式第六（第十条関係）

<h2 style="margin: 0;">道路使用許可申請書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">〇 〇 警察署長殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">住所 川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申請者 氏名 〇〇〇〇</p>						
道路使用の目的	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事 試験掘削及び管布設工事					
場所又は区間	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地～〇〇区△△町◇丁目▽番地					
期 間	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで					
方法又は形態	車両通行止め					
添付書類	別紙図面					
現場責任者	住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇番地				
	氏名	〇〇〇〇	電話	044-000-0000		
<p>第 号</p> <h2 style="margin: 0;">道路使用許可証</h2> <p style="margin: 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 40px; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">警察署長 印</p>					条 件	
条 件						

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を記載すること。
 - 4 川紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

1-9 施工体制

建設業法第 24 条の 8 により施工体制台帳及び施工体系図の作成が建設業者に義務づけられている。また、1 次下請業者が 2 次下請業者と契約を締結したときは再下請負通知書を作成しなければならないとされている。なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第 15 条により、公共工事の場合においては、下請負契約を締結した建設業者は施工体制台帳を作成し、監督員にその写しを提出しなければならないとされている。また、施工体系図については、水道工事標準仕様書でその写しを監督員へ提出しなければならないとされている。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

(標準仕様書 1-1-1-11 施工体制台帳)

(建設業法第 24 条の 8、入契法第 15 条)

1-9-1 施工体制台帳・作業員名簿・施工体系図

(1) 対象工事

当該工事を施工するために下請契約を締結したすべての工事を対象とする。

(2) 記載すべき内容

1) 建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項

※単なる材料運搬や資材搬入については、建設業法上の請負契約でないので記載は不要である。

(3) 施工体制台帳の添付資料

施工体制台帳への添付書類は、建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項に掲げる事項で、次のとおりである。

1) 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し。

2) 下請契約書の写し（全ての下請負契約書の写し。なお、当該書類には、建設業法第 19 条各号に掲げる事項が網羅されていなければならない）

3) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の資格を証する書面。（監理技術者資格者証の写し等）

4) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の雇用を証する書面。

5) 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面。

(4) 提出手続き

受注者は工事着手までに施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督員にその写しを提出する。

また、施工体制に変更が生じた場合には、その都度提出する。

(5) その他

1) 施工体制台帳は、工事現場ごとに備えておく。

2) 施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。

(6) 様式

施工体制台帳（再下請通知書を用いても可）

施工体系図

令和 年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] 株式会社 ○○○○

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	土、建、水 電、管、ほ 工事業	大臣 特定 知事 一般 30 第0000号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容	○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 水道管布設及び撤去 φ400mm:L=400m φ200mm:L=150m φ100mm:L=550.5m		
発注者名 及び 住所	川崎市上下水道局 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地		
工期	自	令和 年 月 日	契約日 令和 年 月 日
	至	令和 年 月 日	

契約業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	川崎市○○区○○町○丁目○番地
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入 適用除外	<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入 適用除外	<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	本社	XXX	XXXXX	XXX-XXXX-X	
	下請契約						

発注者の監督員名	○○○○	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
----------	------	----------------	-----------

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名	△△△△	権限及び意見 申出方法	契約書記載のとおり
--------	------	----------------	-----------

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任 □□□□	資格内容	10年以上の実務経験
------------------	----------------	------	------------

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専門技術者名	●●●●	専門技術者名	
--------	------	--------	--

資格内容	一級電気施工管理技士	資格内容	
------	------------	------	--

担当工事内容	電気工事	担当工事内容	
--------	------	--------	--

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------------------------	--	------------------------	--

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	株式会社 □□□□	代表者名	□□ □□
住所	〒211-0014 川崎市○○区○○○ 00番地		
工事名称及び工事内容	○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 防護コンクリート、擁壁		
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	土木、 と・土工、コン 工事業	大臣 特定 知事 一般 2 第 ◇◇□ 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	△営業所	Z Z Z	Z X Z X	Z Z Z - X X X X - Z Z			

現場代理人名	△△ △△	安全衛生責任者名	□□ □□
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	○○ ○○
主任技術者名	専任 非専任 △△ △△	雇用管理責任者名	○○ ○○
資格内容	実務経験(10年・と)	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

(記入要領)

- 1 「権限及び意見申立方法」が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※水道工事における専門技術者について

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事(いわゆる附帯工事(建設業法第4条))を請負い、施工することができるが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければならない。(建設業法第26条の2第2項)

建設業における29業種で留意すべきことは、浄水場施設や配水管に関する工事は「水道施設工事」、給水管に関する工事は「管工事」に該当することである。

そのため、配水管工事に給水管工事(附帯工事)を含む工事を請け負った受注者が、自ら給水管工事を施工するには、「管工事」の建設業許可は必要ないが、「管工事」の主任技術者の資格要件を満たす者(専門技術者)を置く必要があり、施工体制台帳には以下のように専門技術者に関する記載を行わなければならない。また、配置した監理技術者又は主任技術者が、附帯工事の資格を取得していれば、専門技術者を兼任することができる。

専門技術者名	給水純一郎	専門技術者名	
資格内容	実務経験(10年・管)	資格内容	
担当工事内容	給排水・給湯設備工事	担当工事内容	

なお、自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微(500万円以下)な工事は除く)に係る建設業の許可を受けた建設業者に該当工事を施工させなければならない。また、附帯工事は、下請業者にとっては、主たる工事となることから、下請業者の台帳には、主任技術者として記載することとなる。

令和 年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名 株式会社 ○○○○

【報告下請負業者】

住 所 〒211-0014

川崎市○○区○○○ 00番地

元請名称・ 事業者ID	<u>株式会社 ○○○○</u>
----------------	------------------

会社名・
事業者ID 株式会社 △△△△

代表者名 △△ △△

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容	<u>○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 防護コンクリート、擁壁</u>									
工 期	自	令和	年	月	日	注文者との 契約日	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日					

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	<u>土木、 と・土工、コン</u> 工事業	大臣 特定 知事 <u>一般</u>	<u>2</u> 第 <u>◇◇□</u> 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		<u>加入</u> 未加入 適用除外	<u>加入</u> 未加入 適用除外	<u>加入</u> 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	<u>△営業所</u>	<u>ZZZ</u>	<u>ZXZX</u>	<u>ZZZ-XXXX-ZZ</u>

監督員名		安全衛生責任者名	<u>△△ △△</u>
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	<u>●●●●</u>
現場代理人名	<u>□□ □□</u>	雇用管理責任者名	<u>●●●●</u>
権限及び 意見申出方法	<u>契約書記載のとおり</u>	専門技術者名	
主任技術者名	<u>専任 非専任</u> <u>□□ □□</u>	資格内容	
資格内容	<u>実務経験（10年・と）</u>	担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	<u>有</u> 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	<u>有</u> 無
-------------------------	------------	------------------------	------------

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID	株式会社 ○○○○	代表者名	○○ ○○
住所 電話番号	〒211-0000 川崎市◇◇区△△ ○番地 044-000-0000		
工事名称 及 工事内容	○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事 型枠工		
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と・土工、コン 工事業	大臣 特定 知事 一般 31 第 ◇□◇号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本社	WWW	WWWWW	WWW-MMMM-WW

現場代理人名	●●●●	安全衛生責任者名	□□ □□
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	△△ △△
主任技術者名	専任 非専任 ●●●●	雇用管理責任者名	△△ △△
資格内容	実務経験(10年・と)	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)

(1) 経験年数による場合

- 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
- 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
- 3) その他 10年以上の実務経験

(2) 資格等による場合

- 1) 建設業法「技術検定」
- 2) 建築士法「建築士試験」
- 3) 技術士法「技術士試験」
- 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
- 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6) 消防法「消防設備士試験」
- 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
- 8) 建設業法施行規則「登録基幹技能者講習」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

1-10 設計図書の照査

受注者は、工事請負契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員に資料を提出する。

(標準仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等)

工事請負契約書第 19 条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書又は現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

1-11 工事測量成果表

受注者は、仮 BM（仮座標点）の設置に係わる測量結果を監督員へ提出する。また、設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督員に提出するものとする。

(標準仕様書 1-1-1-42 工事測量)

	測量結果の提出・提示の別
仮 BM（仮座標点）	提出
差異がある	提出

1-1-2 作業従事者健康診断書

受注者は、検査対象者に対して、保健所等の検査資格を有する機関の消化器系細菌培養検査（主として便について行い、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、及び腸管出血性大腸菌 O-157 を対象とした病原体検索をいう。（以下「健康診断」という。））を行い、健康診断の結果を工事着手前までに作業従事者健康診断書に添えて監督員に提出しなければならない。なお、第 2 回目以降の健康診断は、最初の受診日から起算して 6 ヶ月ごとに行うこと。

先に掲げる以外の感染症が流行し、発症または病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示によりそれらの検査についても行わなければならない。なお、健康診断の結果、陽性の場合には直ちに監督員へ報告し、その指示に従うこと。

ただし、立ち入る場所が制限され水道水の汚染のおそれがないと判断される場合は、対象外とする。

（標準仕様書 1-1-1-48 衛生管理）

検査対象者とは次に該当する者とする。

- ①直接浄水に触れる作業をする者
- ②浄水場、配水所等内における請負工事の従事期間が、継続して 30 日以上の方
- ③ろ過池、浄水池及び配水池内における請負工事等の従事期間が、継続して 10 日以上の方
- ④監督員が特に指定する者

作業従事者健康診断書（指定様式・記載例）

	一般監督員	主任監督員	総括監督員
<h2 style="margin: 0;">作業従事者健康診断書（第 2 回）</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">受注者</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称 株式会社 ○○○○</p> <p style="text-align: right;">現場代理人名 ○○ ○○</p> <p>次の工事について 別紙、作業従事者健康診断一覧表と消化器系細菌培養検査成績通知書を添えて提出します。</p>			
契約番号	1234567890		
工事名	○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事		
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
工事場所	自：○○区○○丁目・・・・・・		
備考欄	<hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin-top: 10px;"/>		

1-13 水道工事のお知らせ

受注者は、工事着手に先立ち、適宜工事内容を近隣住民に周知し、苦情等が発生しないよう努めなければならない。

(標準仕様書 2-1-2-2 2. 近隣住民への周知)

受注者は、現場施工に先立ち、工事目的及び工事内容（一般水道工事では、「①試掘、②布設、③付替、④撤去、⑤本舗装」のことを本項では「工事内容」という）等を近隣住民に説明するため、必要事項を記載した「水道工事のお知らせ」を作成し、近隣住民に配布しなければならない。また、(1)「水道工事のお知らせ」の種類に示す各種通知（詳細通知は工事内容に応じた各通知）の初回配布にあたっては、事前に監督員へ提出し記載内容（標題・本文）や工事案内図について確認を受けること。

なお、「水道工事のお知らせ」など近隣住民へ周知する資料は、不特定多数の方へ配布するものであるから、個人情報（住居者名・家名等）を記載してはならない。

(1) 「水道工事のお知らせ」の種類

「水道工事のお知らせ」の種類は、次表に示すとおりである。受注者は、次表に示す時期に各種通知（着手前通知、詳細通知、個別通知）を作成し、配布すること。

種類	時期	記載内容
着手前通知 (記載例 1)	工事着手前	工事の基本情報
詳細通知 (記載例 2)	適時 ^{※1}	工事内容、時期、場所等
個別通知 (記載例 3)	夜間工事前	工事内容、時期、詳細な場所、騒音・振動の程度等

※1 「適時」とは、工事内容ごと。ただし、工事内容が連続作業となり、近隣住民に短い期間に詳細通知を複数配布することにより、かえって不明瞭となる場合は除く。

(2) 作成時の留意事項

① 標題の記載について

詳細通知については、工事内容に応じて次のとおり記載すること。

工事内容	標 題
① 試掘	試験掘調査
② 布設	新しい水道管の埋設
③ 付替	各家庭への給水管の切替え
④ 撤去	古い水道管の撤去
⑤ 本舗装	舗装の本復旧

② 本文の記載について

様式に示す項目（工事名、工事場所等）は、必須項目であるため、原則として記載すること。

また、各項目の記載内容については、工事内容に即した記載とすること。（赤字等の記載を変更するだけでは不可）

③ 工事案内図

工事案内図は、可能な限り記載例に示す程度の情報を入れて作成すること。なお、**個人情報**（住居者名・家名等）は記載しないこと。

記載可能な情報	記載不可情報
区町丁名、地番（住居番号）、主要な施設、鉄道、道路、河川、その他目標となるもの	個人情報（住居者名・家名等）

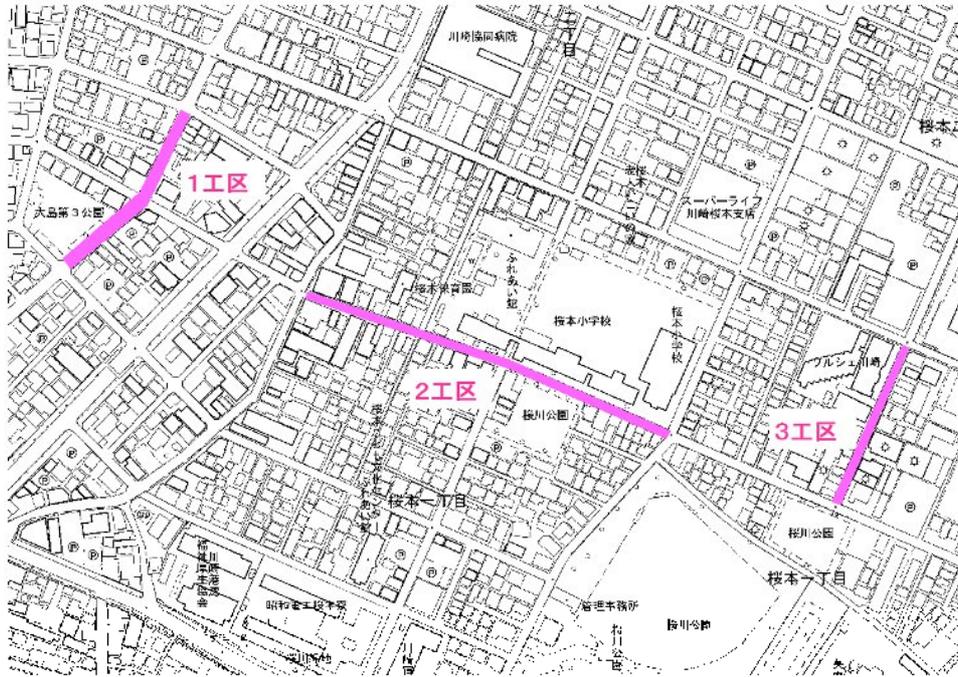
④ 印刷について

「水道工事のお知らせ」と「案内図等」は、両面で印刷すること。（「記載例○」等の不必要な箇所は削除するとともに、赤字は黒字に変換すること）

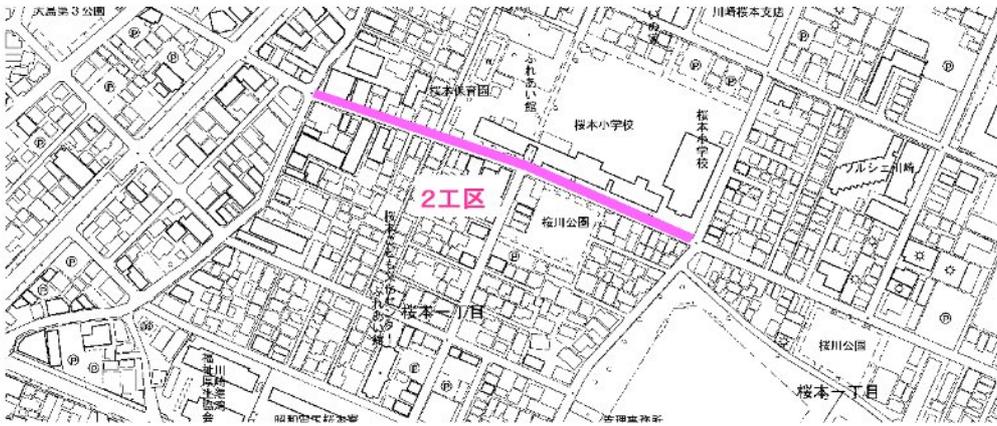
⑤ その他

その他詳細事項などがある場合は、必要に応じて加筆すること。

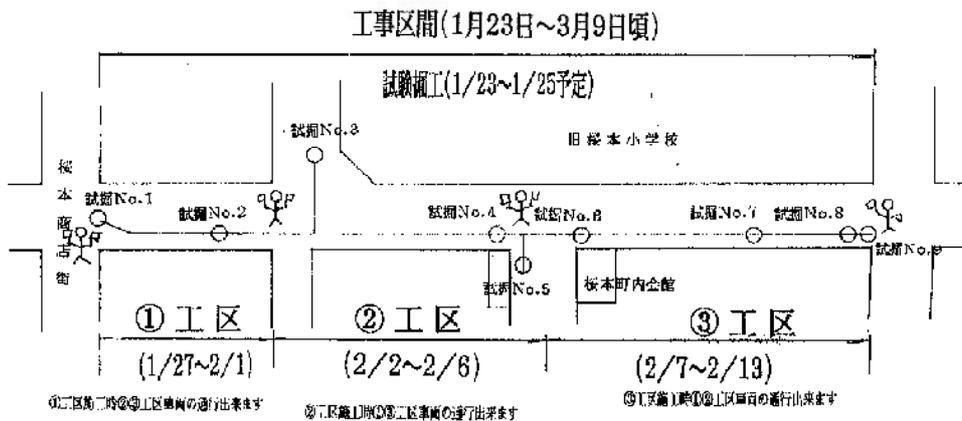
案内図



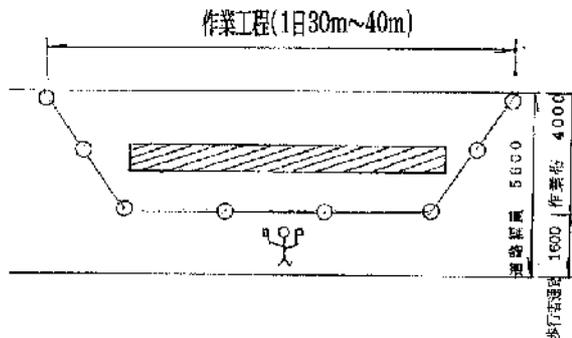
案内図



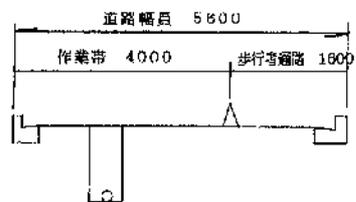
施工詳細図



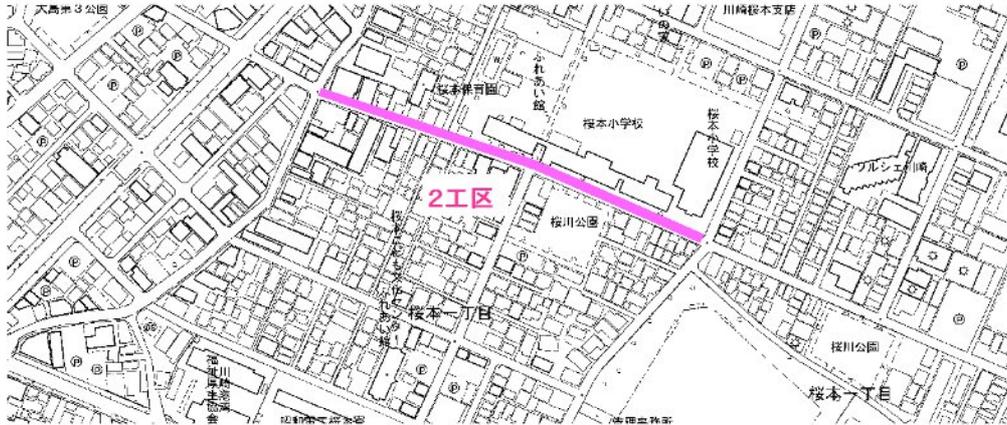
平面図



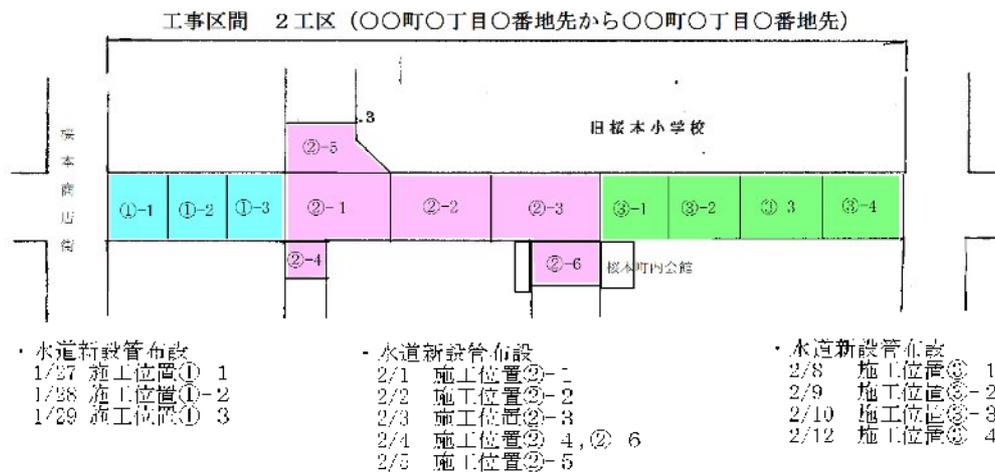
断面図



案内図



施工位置図



1-14 給水管取替工事のお知らせ及び同意書

受注者は、配水管布設替工事に伴い給水管布設替工事を行う場合は、事前に「配水管布設替工事に伴う給水管取替工事の内容に関するお知らせ」及び「給水管取替工事の同意書」を給水管所有者へ配布及び説明し、同意書へ承諾を得たうえで工事を行い、工事完成時に「給水管取替工事の同意書」を提出しなければならない。

(標準仕様書 2-1-3-2 5.給水管所有者への説明)

なお、設計図書に変更が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

配水管布設替工事に伴う給水管取替工事の内容に関するお知らせ

この書面は、配水管布設替工事に伴い給水管の取替工事の対象となるお客さまに配布しています。

給水管はお客さまの所有物ですが、古くなった給水管は漏水、出水不良、水質悪化に繋がる恐れがあることから、上下水道局では古くなった給水管を地震に強い新しい給水管に取り替えています。給水管の取替えにあたっては、宅地内を掘削させていただくことになりますので、「別記様式 給水管取替工事の同意書」にご記入のうえ、提出していただくようお願いいたします。

1 給水管を取り替える範囲

本工事で給水管を取り替えることができる範囲は、以下のようになります。

(1) 一般的な戸建住宅の場合（二世帯住宅等を含む）

- ① 道路境界から給水管の水平延長で宅地内2メートル以内にある水道メーターまで
- ② 宅地内2メートル以内に水道メーターが無い場合は、水平延長で宅地内2メートル以内の給水管まで

※上記②において、宅地内に複数の水道メーターがある場合は、下記（2）と同様に取扱います。

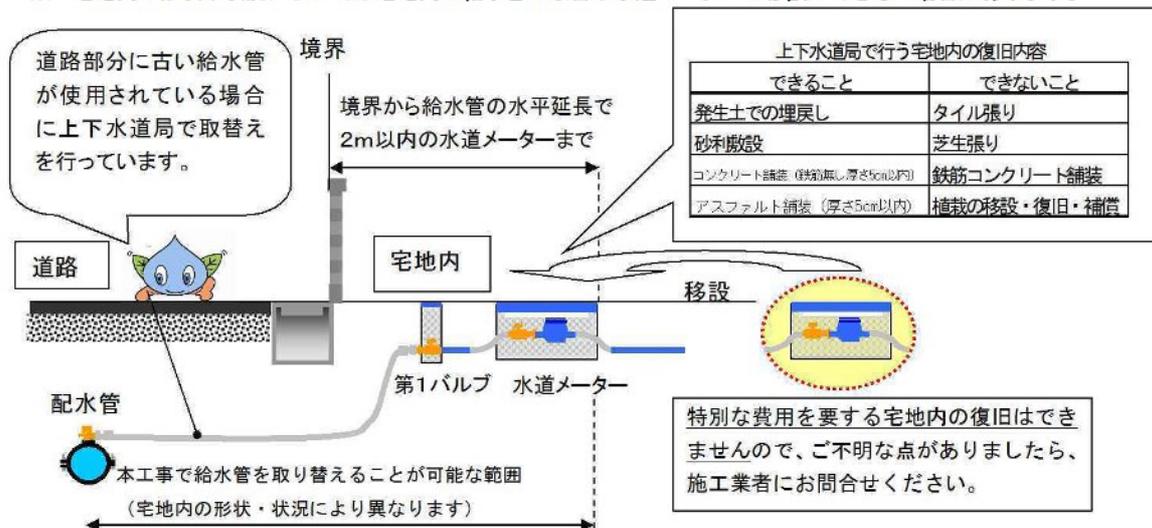
(2) アパート、マンションのような集合住宅で、宅地内に複数の水道メーターがある場合

- ① 道路境界から給水管の水平延長で宅地内1メートル以内にある第1バルブまで
- ② 宅地内1メートル以内に第1バルブが無い場合は、水平延長で宅地内1メートル以内の給水管まで

2 水道メーターの移設

上記（1）②でかつ水道メーターが1個の場合、お客さまのご意向を確認したうえで、水道メーターを宅地内2メートル以内に移設します。

※ 宅地内の形状や状況によっては宅地内の給水管の取替や水道メーターの移設ができない場合があります。



発注者 川崎市上下水道局 第〇配水工事事務所（担当）〇〇〇〇 Tel 044-000-0000

（平日 8:30～17:15）（注）

施工業者 株式会社 川崎建設工業 （現場代理人） 川崎 浩司

（担当者）〇〇〇〇 Tel 044-000-0000

（注）上記の開庁時間帯以外は、上下水道お客さまセンターに繋がります。ご用件をお伝えいただければ、翌開庁日に担当者からご連絡します。

重要給水施設の耐震化に伴う給水管取替工事のお知らせ（指定様式・記載例）

重要給水施設の耐震化に伴う給水管取替工事のお知らせ

日頃から、上下水道事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
この書面は、重要給水施設の耐震化に伴い給水管の取替工事の対象となるお客さまに配布しています。

給水管はお客さまの所有物ですが、上下水道局では川崎市地域防災計画における避難所等を重要給水施設として設定し、給水管を**地震に強い新しい給水管**に取り替えています。給水管の取替えにあたっては、宅地内を掘削する必要があることから、「別記様式 給水管取替工事の同意書」にご記入のうえ、ご提出いただきますようお願い致します。

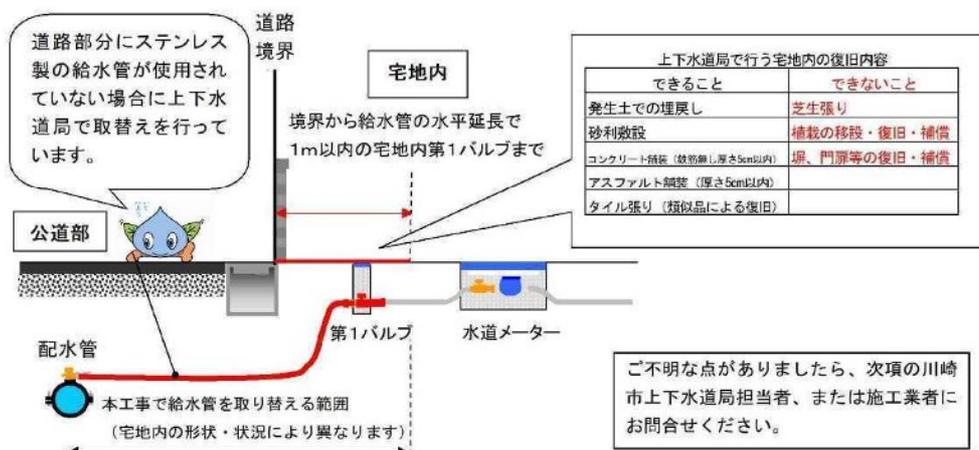
重要給水施設に設定された施設

区分	用途	主な場所
避難所 (指定避難所)	災害によって自宅に住めなくなってしまった避難者等の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能を有する施設。	・市立小中学校・高校等
重要な医療機関	病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院。	・川崎市地域防災計画で定める災害拠点病院 ・人工腎臓装置を保有する医療機関 ・地域防災計画で定める医療救護班の拠点施設
災害救助活動拠点	警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等が留置場、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点。	・消防署・警察署
災害時活動拠点		・県立高校等
二次避難所 (社会福祉施設等)	通常の避難所と別の空間の確保が必要な者または介助を必要とする者等が、より適切な環境のもとで避難生活を送るための施設。	・特別養護老人ホーム

給水管を取り替える範囲

本工事で給水管を取り替える範囲は、以下のようになります。

- ① 道路境界から給水管の水平延長で宅地内1メートル以内にある第1バルブまで
- ② 宅地内1メートル以内に第1バルブが無い場合は、水平延長で宅地内1メートル以内の給水管まで



発注者 川崎市上下水道局 第 配水工事事務所 (担当) ○○ ○○ Tel 044-○○-○○
(平日 8:30~17:15) (注)

施工業者 株式会社 川崎建設工業 (現場代理人) 川崎 浩司

(担当者) ○○ ○○ Tel 〇〇-〇〇-〇〇

(注) 上記の開庁時間帯以外は、上下水道お客さまセンターに繋がります。ご用件をお伝えいただければ、翌開庁日に担当者からご連絡します。

宅地と道路の間によう壁がある場合には、「よう壁部の露出配管に関するお知らせ」を給水管所有者へ別途配布すること。

よう壁部の露出配管に関するお知らせ

宅地形状が周囲道路よりも高いとき、または低いときは、給水管を埋設して配管することが困難な場合があります。

このような場合、お客さまの同意をいただければ、よう壁の形状に沿って給水管を露出して配管しますが、定期的なメンテナンスが必要になることがあります。

次の内容をご確認のうえ、「別記様式 給水管取替工事の同意書」にご記入し、提出してください。

1 露出配管が可能な範囲

本工事で露出配管により給水管を取り替えることができるのは、よう壁の高さが4m程度までとなります。この範囲を超えて露出配管を行う場合は、一部費用が発生しますので、施工業者にご相談ください。

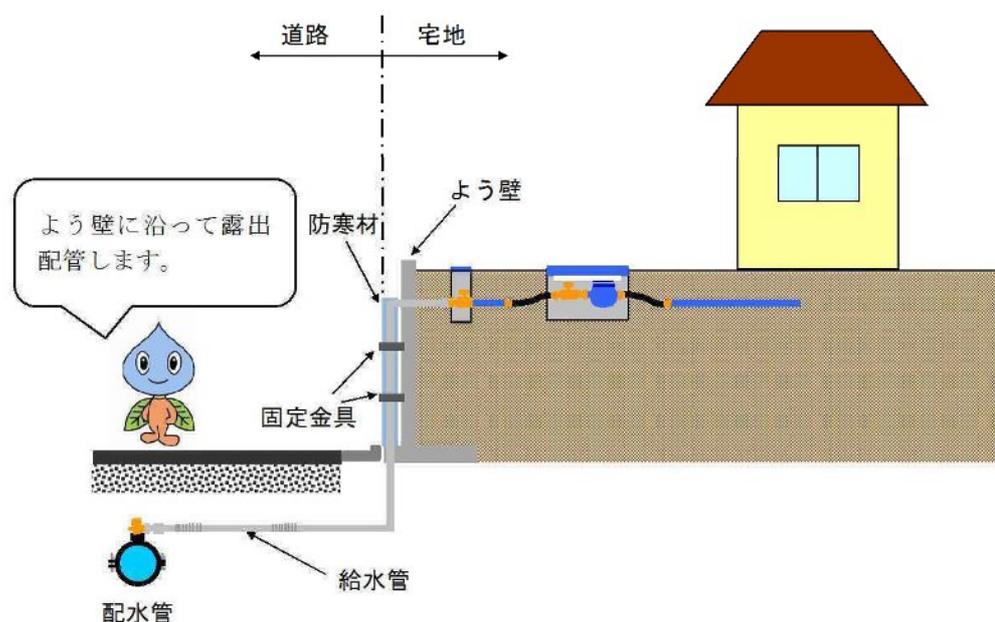
2 露出配管の工事内容

本工事で行う露出配管の施工内容には、給水管の配管、よう壁と給水管との固定及び防寒材の設置までが含まれており、必要に応じてよう壁に給水管を通すための削孔作業も行います。

防寒材は、冬季の凍結防止のために設置するものですが、紫外線等の影響により、経年劣化する恐れがありますので、定期的な取替えが必要となります。今後の維持管理は、お客さまの費用で行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

なお、防寒材の劣化防止やよう壁の美観を損なわないために、防寒材の外面に保護材を設置する方法がありますが、本工事の施工内容には含まれていません。ご希望される場合は、費用が発生しますので、施工業者にご相談ください。

よう壁部の露出配管の例



※ よう壁の形状や状況によっては、露出配管の施工ができない場合があります。

別記様式

給水管取替工事の同意書

本同意書は、配水管布設替工事に伴い給水管の取替工事の対象となるお客さまに配布しております。
 本工事は、お客さま所有の給水管をステンレス鋼管に交換することにより、**漏水を未然に防ぎ、安定給水を確保するために行うものです。**
 新しく埋設するステンレス鋼管は、**腐食しにくく地震にも強い管**ですので、本工事の主旨をご理解いただき、給水管の取替えにご協力くださるようお願いいたします。

確 認 事 項（お客さまでご記入いただく欄）

1 給水管を取り替える範囲について
 （私有地の掘削をご了承いただける場合は、口に「レ」をつけてください。）
 私有地（宅地、私道等）内の掘削に同意し、本工事において取り替えることが可能な範囲までの給水管取替工事を希望します。
 （よう壁部の露出配管をご了承いただける場合には、口に「レ」をつけてください。）
 よう壁部の露出配管の施工に同意します。
 よう壁部に給水管を通すための穴を開けることに同意します。
 ※ 私有地の掘削をご了承いただけない場合は、道路部のみ給水管取替工事を行います。
 ※ 宅地内の復旧は、発生上の埋戻し、砂利敷設、アスファルト舗装（厚さ5cm以内）又はコンクリート舗装（厚さ5cm以内）となります。なお、タイル等による高級舗装、植木、芝生、塀、門扉等により特別な施工が必要な場合は、お客さまの費用で復旧を行っていただくようお願いいたします。
 ※ 露出配管を行った場合、凍結防止効果を保つために、お客さまの費用で定期的な防寒材の交換を行っていただくようお願いいたします。

上記で口に「レ」をつけた場合に、次の「2」についてもご記入下さい。

2 水道メーターの移設について
 （水道メーターの移設をご了承いただける場合は、口に「レ」をつけてください。）
 水道メーターを道路境界から宅地内2m以内に移設することに同意します。
 ※ 水道メーターの移設は、私有地（宅地、私道等）内に複数の水道メーターがある場合には行いません。
 ※ 平成元年7月以前に建てられた住宅では、水道メーターの前後に鉛製給水管が使用されていることがあります。水道メーターの移設は、検針の効率化と水道メーター前後の鉛製給水管の解消を目的に行っています。私有地（宅地、私道等）内の掘削が可能な方は、ご協力ください。

3 撤去した給水管の処分について
 （撤去した給水管は上下水道局にて適正に処分しますので、口に「レ」をつけてください。）
 撤去した給水管を上下水道局にて処分することに同意します。

（ご記入日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所： _____ 区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番地 _____ 号

氏 名： _____ 印 _____ 電話番号 _____

ご要望、ご質問があればご記入ください

この欄は配付前に記入

※ 本同意書の写しが必要な場合は申しつけてください。後日、お届けします。
 ※ 別紙「配水管布設替工事に伴う給水管取替工事の内容に関するお知らせ」をご参照のうえ、ご記入ください。
 ※ 宅地と道路の間による壁がある場合には、別紙「よう壁部の露出配管に関するお知らせ」をご参照ください。
 水栓番号： 0126456789

工事名： 〇〇丁目 400mm～100mm 配水管布設替工事 施工業者： 株式会社 川崎建設工業

工事場所： 〇〇 区 〇〇 町 〇 丁目 〇 番地 〇 号

発注者 川崎市上下水道局 工事担当課 担当 〇〇 〇〇 電話 000-0000（平日 8:30～17:15）

別記様式

重要給水施設給水管取替工事の同意書

本同意書は、重要給水施設の耐震化に伴い給水管取替工事の対象となるお客さまに配布しております。本工事は、お客さま所有の給水管を宅地内第1バルブまで離脱防止機能を有する継手形式のダクタイル鋳鉄管に交換するものです。

新しく埋設する管は、腐食しにくく地震にも強い管ですので、本工事の主旨をご理解いただき、給水管の取替えにご協力くださるようお願いいたします。

確認事項（お客さまでご記入いただく欄）

- 1 給水管を取り替える範囲について
(宅地内の掘削をご了承いただける場合は、□に「レ」をつけてください。)
- 宅地内（宅地、私道等）の掘削に同意し、本工事において取り替えることが可能な範囲までの給水管取替工事を希望します。
- ※ 宅地内の掘削をご了承いただけない場合は、公道部のみの給水管取替工事を行います。
- ※ 宅地内の復旧は、発生土の埋戻し、砂利敷設、アスファルト舗装（厚さ5cm以内）又はコンクリート舗装（厚さ5cm以内）、タイル等による高級舗装については、現況及び類似品による復旧となります。なお、植木、芝生、塀、門扉等の特別な施工が必要な場合については、お客さまの費用で復旧を行っていただくようお願いいたします。
- 2 撤去した給水管の処分について
(撤去した給水管は上下水道局にて適正に処分しますので、□に「レ」をつけてください。)
- 撤去した給水管を上下水道局にて処分することに同意します。

(ご記入日) _____ 年 月 日

住 所： _____ 区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番地 _____ 号

氏 名： _____ 印 _____ 電話番号 _____

ご要望、ご質問があればご記入ください

※ 本同意書の写しが必要な場合は申しつけください。後日、お届けします。

※ 別紙「重要給水施設の耐震化に伴い給水管取替工事の内容に関するお知らせ」をご参照のうえ、ご記入ください。

水栓番号： 0123456789

工事名： 〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事 施工業者： 株式会社 川崎建設工業

工事場所： 〇〇区 _____ 〇〇町 _____ 〇〇丁目 _____ 〇〇番地 _____ 号

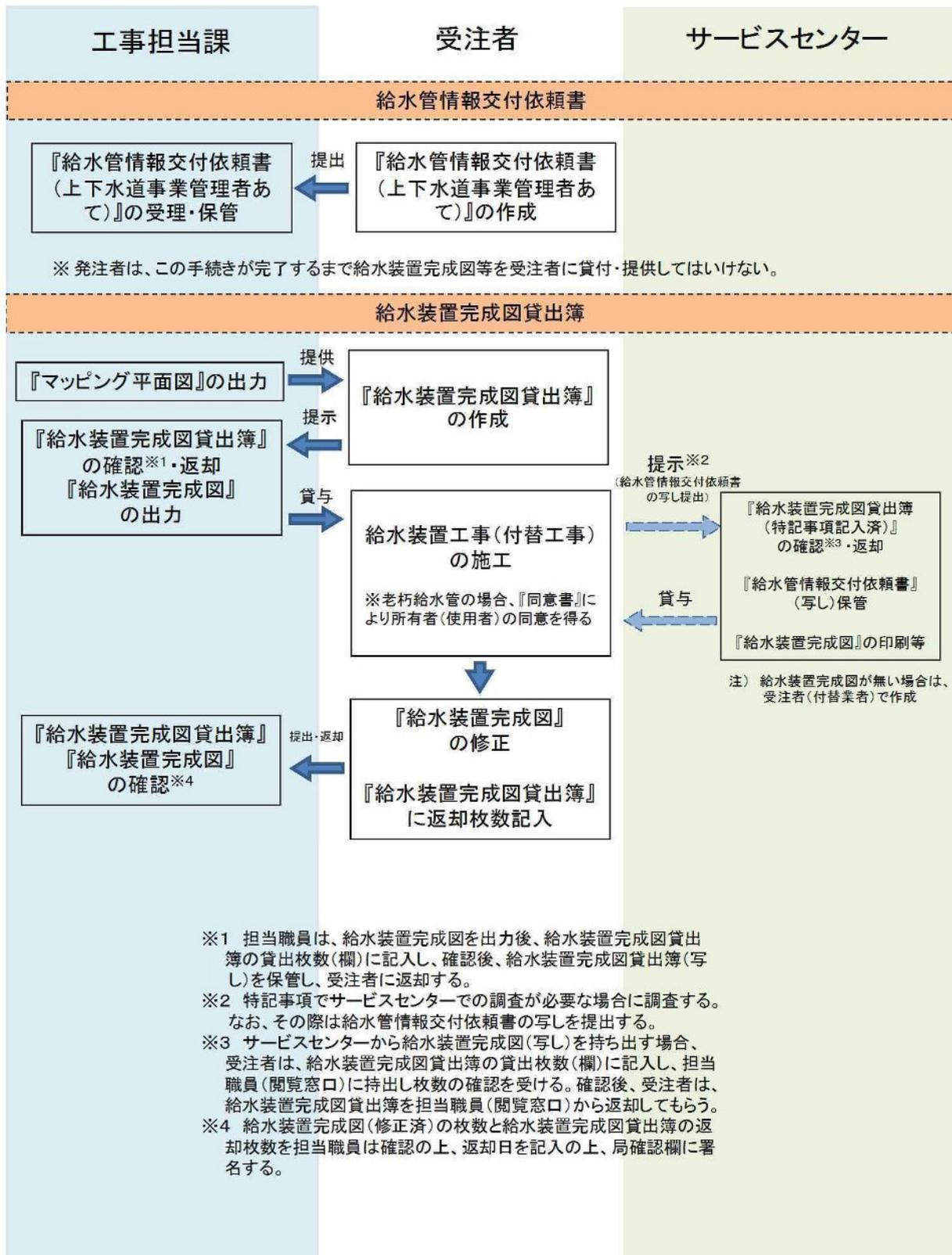
発注者 川崎市上下水道局第 配水工事事務所 担当 電話 _____ (平日 8:30～17:15)

1-15 給水管情報交付依頼書及び給水装置完成図貸出簿

受注者は、本工事で必要となる給水管情報の十分な調査を行い施工すること。なお、業務上知りえた個人情報の保護に関する法律に規定された個人情報（以下「個人情報」という。）につい

ては、本工事以外で使用してはならない。また、個人情報の保護を図るため、漏えい、改ざん、滅失、き損等の事故を防止するための必要な措置を講じ、適正な管理に努めなければならない。

(標準仕様書 2-1-3-2 6.給水管情報)



(1) 受注者は、配水管布設替工事等に伴い給水管の付替工事を行う場合、給水管情報を入手するために、給水管情報交付依頼書を発注者に提出しなければならない。

給水管情報交付依頼書（上下水道事業管理者宛て）（指定様式・記載例）

一般監督員	主任監督員	総括監督員

給水管情報交付依頼書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市上下水道事業管理者

受注者
商号又は名称 株式会社 ○○○○
現場代理人名 ○○ ○○

次の工事の施工にあたり、給水管の調査が必要となりますので、給水管情報の交付を依頼します。

工事名 ○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事

工事場所 自：○○区○○丁目・・・ 至：○○区○○丁目・・・

監督員 △△ △△

請負業者 株式会社 ○○○○

付替業者 □□□□ 株式会社

閲覧・交付情報 給水分岐台帳・給水台帳（給水装置完成図を含む）

調査目的 本管布設に伴う給水管付替箇所の調査のため

調査担当者 業者名（付替業者） □□□□ 株式会社

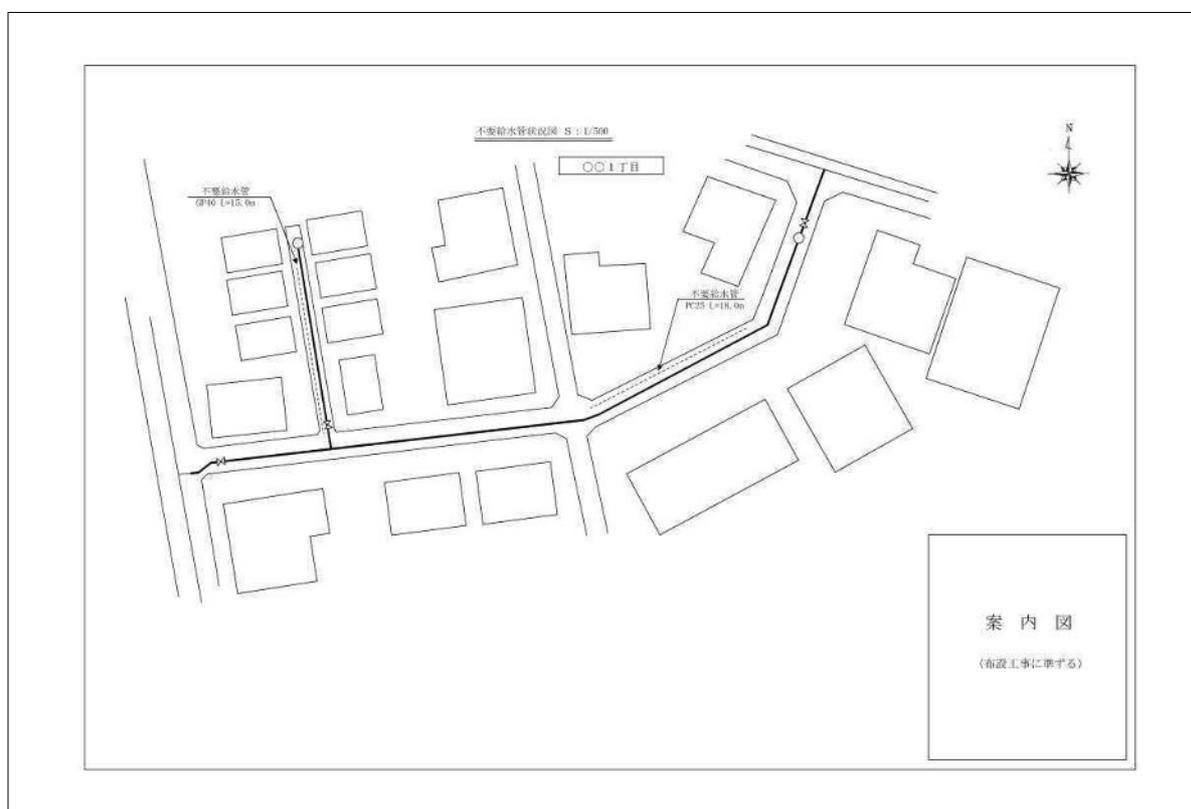
個人情報の保護に関する法律に基づき調査した個人情報は、適正に管理いたします。

請負業者 株式会社 ○○○○ 担当者名 ○○ ○○

付替業者 □□□□ 株式会社 担当者名 □□ □□

- (2) 受注者は、給水管分岐台帳平面図（給配水情報管理システムから出力された情報も含む）を発注者から入手後、施工予定の給水装置については、給水装置完成図貸出簿（付替用）を作成しなければならない。また、発注者に給水装置完成図貸出簿を提示し、監督員の確認を得て給水装置完成図を借用する。但し、各サービスセンターに調査が必要な場合、監督員は特記事項にその旨を記載し、受注者は貸出簿（原本）及び給水管情報交付依頼書（写し）を持って所管するサービスセンターにて必要な給水管情報を取得する。
- (3) 受注者は、給水管の付替工事完了後、給水装置完成図貸出簿に給水装置完成図を添付し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、給水管の付替工事に伴い不要となる給水装置について公道に縦断的に残置となる場合、管種・口径・延長を記載した不要給水管状況図を作成し、監督員に提出しなければならない。

不要給水管状況図（作成例）



給水装置完成図貸出簿(付替用)						NO.1	
工事番号		123456789		工事名		〇〇丁目400mm配水管布設替工事	
工事期間		自: 令和 年 月 日		至: 令和 年 月 日			
請負業者名			株式会社 〇〇〇〇		給水付替業者名		△△△△ 株式会社
工事監督員			●●●●		借受責任者名		△△△△
工事監督課貸出日			令和 年 月 日		署名		
件数		枚数		貸出		返却	
18		27		27			
給水装置セタ貸出日			令和 年 月 日		署名		
件数		枚数		貸出		返却	
3		5		5			
				返却日		令和 年 月 日	
						署名	
局確認欄							
番号	水栓番号	給水装置場所		所有者又は使用者	貸出枚数	返却枚数	
1	84397	〇〇1-2-1		間中	1	1	
2	84393~4	〇〇1-2-2		居酒屋	2	2	
3	84396	〇〇1-2-1		福本	1	1	
4	84398	〇〇1-2-1		横地	1	1	
5	84395	〇〇1-2-1		川代	1	1	
6	108487 177127~9	〇〇1-1-11		山本ビル	3	3	
7	34416	〇〇1-2		ホン	1	1	
8	6348134417	〇〇1-2-2		河原	1	1	
9	119074	〇〇1-5		公園	1	1	
10	120539~40	〇〇1-3-16		住宅	1	1	
11	34396~8 44891~3	〇〇1-3-1		第1アペビル	1	1	
12	158596~8 34395	〇〇1-3-2		カフペビル	2	2	
13	34399 177995~7	〇〇1-3		エステート	1	1	
14	34400 185948~52	〇〇1-3-11		ディアコート	2	2	
15	34401・147442	〇〇1-3-2		朝日荘	3	3	
16	56472	〇〇1-3		中井住宅	1	1	
17	110559~60	〇〇1-3		中井住宅	1	1	
18	34402	〇〇1-3-3		鈴木	1	1	
19	71493157467	〇〇1-3-3		山本	2	2	
20	34403	〇〇1-3-4		小林	1	1	
21	43517	〇〇1-5-1		小学校	4	4	
22							
<p>特記事項</p> <p>番号2、3、19については、所管のサービスセンターで給水管情報調査をお願いします。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスセンター調査にて番号2、3、19の給水装置完成図(写し)を持ち出す場合、調査担当者は、貸出枚数(欄)に持出し枚数を記入する。</p> </div>							

1-16 分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書

受注者は、配管作業に川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者を充てなければならない。また、受注者は、分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者に、実際に必要となる技能を有する者を充てるとともに、監督員に報告しなければならない。

(標準仕様書 2-1-3-2 2. 配管作業従事者)

分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書 (指定様式・記載例)

令和 年 月 日	
分岐穿孔等に従事又は実地に監督する配管技能者報告書	
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者	
受注者	商号又は名称 <u>株式会社 ○○○○</u>
本工事における給水装置に係る分岐穿孔作業又はメーターまでの配管作業について、次の配管技能者を従事又は実地に監督させます。	
契約番号	<u>123 4567890</u>
工事名	<u>○○丁目400mm～100mm配水管布設替工事</u>
指定給水装置工事事業者名	<u>株式会社 △△△△</u>
■ 分岐穿孔作業	
配管技能者名	<u>△△ △△</u>
<p>次の理由により、この配管技能者が適切に分岐穿孔作業ができる技能を有する者であると認めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。</p> <p><input type="checkbox"/> 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）で、給水装置工事配管技能者認定協議会による認定を受けている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記のいずれかと同等以上の資格又は技術力を有している。</p>	
■ 配水管の分岐部からメーターまでの配管作業	
配管技能者名	<u>▽▽ ▽▽</u>
<p>次の理由により、この配管技能者が適切に配管作業ができる技能を有する者であると認めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会に合格している。</p> <p><input type="checkbox"/> 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力訓練施設の配管科の課程を修了している。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のいずれかと同等以上の実務経験を有している。</p>	
【注意】 1. 報告書は、給水管の配管作業等を行う7日前までに、打合せ簿にて監督員に提出すること。 2. 配管技能者を変更した場合は、改めて報告書を提出すること。 <small>※緊急修理等これにより難しい場合は、可能な限り速やかに提出すること。</small>	

2. 施工管理

2-1 工事打合せ簿

工事打合せ簿は、発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認しあい、行き違いないように書類に記録しておく重要な書類である。

工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種工事打合せ簿については、原則として適用条文中に記載しなければならない。

(1) 各事項の定義、書類作成上の具体的留意点

1) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。(標準仕様書 1-1-1-2 15 指示)

実務上では、監督員は工事内容の変更等について指示書により受注者に通知し、受注者は指示内容(施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等)を確認のうえ、監督員に回答する。

また、工事請負契約書第 19 条(条件変更等)及び標準仕様書の条文中には、受注者からの協議又は報告等の回答をもって指示を行う場合もある。

なお、口頭による指示があった場合の処理については、標準仕様書 1-1-1-7 によると「監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。」と規定されている。

(工事打合せ簿発議回答例) 発注者：指示 → 受注者：その他(了解)

2) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。(標準仕様書 1-1-1-2 16 承諾)

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入するとともに、必要な最小限の関係資料を添付する。

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：承諾(のお願い) → 発注者：承諾

3) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。(標準仕様書 1-1-1-2 17 協議)

実務上では、受注者からの工事打合せ簿により監督員に協議される場合が多い。

協議内容の多くは、設計図書と工事現場の状態の不一致等によるものと考えられ、この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容(理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等)を工事打合せ簿で明確に記載して協議を行わなければならない。

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：協議 → 発注者：協議

4) 提出

提出とは、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。(標準仕様書 1-1-1-2 18 提出)

提出事項は、施工計画書等の書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響を来すので留意する。

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：提出 → 発注者：受理

5) 提示

提示とは、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員または検査員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。(標準仕様書 1-1-1-2 19 提示)

よって、提示については、**工事打合せ簿を作成する必要はない**が、提示した資料については、検査対象書類であるため、検査時に提示できるようにしなければならない。

6) 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。(標準仕様書 1-1-1-2 20 報告)

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見であり、工事打合せ簿により監督員に報告される。この場合、遅延なく、的確に監督員に報告しなければならない。

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：報告 → 発注者：受理

7) 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。(標準仕様書 1-1-1-2 21 通知)

(工事打合せ簿発議回答例) 受注者：通知 → 発注者：受理

8) 連絡

連絡とは、監督員と、受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対しまたは受注者が監督員に対し、契約書第 19 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。(標準仕様書 1-1-1-2 22 連絡)

よって、連絡については、工事打合せ簿を作成する必要はない。

2-2 固定資産使用許可申請書及び誓約書（現場用）

水道施設敷地内（以下「場内」という。）の工事において、受注者が場内に仮設事務所等を設置する際は、「固定資産使用許可申請書及び誓約書」を提出すること。また、場内では原則として、水道及び下水道は、受注者の責任において水道施設敷地外の配水管から直接引き込むこと、下水道管に直接接続することとしているが、困難な場合は監督員と別途協議すること。

固定資産使用許可申請書及び誓約書（現場用）

令和 年 月 日

(宛先)川崎市上下水道事業管理者

申請者	住所	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
	フリガナ	
	氏名	代表取締役 マル マル 〇〇 〇〇
	生年月日	昭和 年 月 日
	電話番号	044-000-0000
		〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名、生年月日〕

次のとおり申請します。

なお、申請者（法人等にあつては当該法人等及びその役員等）は、この申請書等の記載事項について事実と相違ないこと及び川崎市暴力団排除条例第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないことを誓約します。

また、川崎市上下水道事業管理者が、この申請書等に記載した個人情報を必要に応じて神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

なお、性別に係る情報を求められた場合は、川崎市上下水道事業管理者へ情報提供することを誓約します。

- | | |
|----------|--|
| 1 使用場所 | 川崎市〇△区◇△町▽丁目□番地 |
| 2 使用面積等 | 68m ² ×1箇所、100m ² ×1箇所 合計 168m ² |
| 3 使用目的 | 〇〇浄水場 〇〇設備設置工事 仮設事務所用地他 |
| 4 使用期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| 5 使用料 | 川崎市上下水道事業管理者の算定した額 |
| 6 付帯設備使用 | <input type="checkbox"/> 利用しない <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> 下水 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス |

- (注) 1 案内図・使用箇所平面図及び求積図各3部添付してください。
2 申請者が法人や自治組織等の場合は「役員等氏名一覧表及び同意書」を提出してください。